

# 会報

第 135 号

◇エッセー

限りなき前進 高知医科大学長 俵 壽太郎

■諸会議議事要録

理事会

総 会

事務連絡会議

第 2 常置委員会

第 3 常置委員会

第 4 常置委員会

第 5 常置委員会

第 6 常置委員会

学術情報特別委員会

生涯学習特別委員会

教員養成制度特別委員会

医学教育に関する特別委員会

■要望書

高等教育予算の充実について（要望書）

国立大学の学生納付金の改定について（要望）

■資 料

国立大学のあり方について

理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

## 国立大学協会

平成 4 年 2 月

# 会報

平成4年2月 第135号

第42卷第1号通卷第135号

平成4年2月号

国立大学協会

●エッセー

限りなき前進 高知医科大学長 俵 壽太郎 .....5

諸 会 合(平成3年10月~12月末までの開催会議) .....10

【事業報告】

■諸会議議事要録(平成3年10月~12月)

理 事 会(10.25) .....11

会務報告

協 議

奈良先端科学技術大学院大学の加入について

特別委員会委員の交代について

監事候補者について

常置委員会委員(教員)の選任について

第89回総会の日程について

第90回総会の日時・場所について

各委員会委員長報告と協議

入試について

その他(国立大学財政基盤調査研究委員会第二中間報告「国立大学財政の

現状」(案)について/「教務職員問題に関する検討結果報告」について/

「国立大学のあり方について」について)

第89回総会〔第1日目〕(11.13) .....21

会務報告

協議事項

奈良先端科学技術大学院大学の加入について

理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

監事の選任について

各委員会委員長報告と協議

各地区学長会議の状況報告

入試について(第2常置委員会/大学入試センター試験の出願状況等に

ついて/入試改善特別委員会/各国立大学の平成5年度入試の実施方式・

日程について)

当面の諸問題について

第89回総会〔第2日目〕(11.14) .....34

当面の諸問題について

第56回事務連絡会議(11.15) .....37

総会状況報告

大学入試センター連絡事項

文部省連絡事項

第2常置委員会(10.15)	43
「平成4年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について	
「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領(案)」等の平成4年度との相違点について	
推薦入学について	
第3常置委員会(10.23)	45
就職協定問題について	
第3常置委員会(12.5)	48
就職協定問題について	
委員長の選出について	
第4常置委員会(10.16)	49
教務職員問題について	
委員長の選出について	
第5常置委員会(10.24)	51
韓国大学長招致日程及びシンポジウムについて	
オーストラリア副学長会議主催「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」出席の報告	
第6常置委員会(10.25)	54
財政基盤調査研究委員会の第二中間報告(案)の検討について	
委員長の交代について	
学術情報特別委員会(12.17)	55
日本複写権センターについて	
委員の補充について	
国立大学における複写に関する著作権の問題について	
生涯学習特別委員会(12.16)	58
委員の交代について	
国立大学における社会人入学の実施状況等について	
「生涯学習センター」の建物予算について	
教員養成制度特別委員会(10.22)	59

「大学における教員養成—教員養成の現状と将来—（中間まとめ）」に対する内容の審議について	
医学教育に関する特別委員会（12.2）	61
今後の対処すべき諸問題について	
特定機能病院について	
■第89回総会国立大学協会事業報告	63
諸会合	
要望書，その他の諸活動	
要望書の受理	
刊行物	
<b>【要 望 書】</b>	
高等教育予算の充実について（要望書）	68
国立大学の学生納付金の改定について（要望）	69
<b>【資 料】</b>	
国立大学のあり方について	70
理事及び監事総会互選要領等の一部改正について	83
<b>【そ の 他】</b>	
新規加入大学	84
学長等の異動	84

編集後記

## 限りなき前進

高知医科大学長 俵 壽太郎

■はじめに

昭和52年の夏、どうしても高知医科大学の設立に参加せざるを得ないような立場にさせられて、教育・研究担当副学長として赴任した。勿論、それ迄に考えてみたこともない仕事である為、目の前に突然大きな山が立ちはだかったような気がしたものである。

医大創設は、文字通り無からの出発であった。広々とした蓮根池がその敷地であり、この上に重量の大きい建築物が果して載るのであろうかと思ったものである。あらゆることが何か雲を掴むがごとき心地であったのを、今でも思い出すが、開学7年目を迎えた時には、形態学的にはほぼ満足に近い建物及び設備が出来上った。その間、初めての卒業生97名が全員医師国家試験合格という成績を上げ、当時設立不要とまで言われた大学院も、充分それに答えられる内容のものにすることが出来たし、コンピューターのトータルシステムの我が国最初の実施も成功する等、生理学的作動も順調に進行していた。いずれも開学当時以来の教官、職員及び学生の全員が、新設の意気に燃えて諸事に当った努力の賜物であろう。しかし、これですべてが完成したものではなく、創設のワンステップに過ぎないことは勿論である。事実、大学院は出来上ったとはいうものの、学位審査権もなく完全独立ではなかったし、コンピューターのトータルシステムも完成したわけではなく、むしろ、その後の充実への前進が常に考慮されるべき問題であった。その後、種々努力を重ね、昨年、附属病院開設十周年を迎えた時点で、一応、医科大学の準備は整ったものと考えている。

---

## ■大学でのあり方

第一回の卒業生が出て、実地医療と研究の取り組みに入ったこの時点で、再度改めて大学のあり方を再認識する必要があると考えた。

我々が医科大学で学ぶ者である以上、最も大切なことは、何といても研究の推進が第一に重要なことであり、このことに大いに力を入れなければならない。研究が進んでいる時には、講義にも教育にも熱が入り、医療に当っても積極的処置が進められるもので、研究に裏打ちされた教育・医療というものこそ、本当の姿であると思われる。そして研究するに当っては、研究の流行のみにとらわれず、確固たる研究課題を根気よく永く続けてゆくことが肝要で、必ず自分の時代が来るはずだ位の信念を持ち続けるべきであろう。カレントトピックス的テーマのみに取り組む人は、一時的には良いことはあろうとも、重みのあるものとしては永くは続かず、遂にはジャーナリスト的取扱いを受け、更にはデーターの捏造、早まった発表等から、自らの研究を失墜させることになる例さえ、みられることがある。研究にあせりは絶対禁物である。しかし、のんびり過ぎるのは全く駄目で、「ゆっくり急げ」又は「急がず休まず」といったあたりが、当を得た心構えではないだろうか。

研究というものは、「なぜ？」という疑問を持つことによって起ることが多いが、これは文献を多く読み、実験を重ねることにより必然的に生じてくるものである。そして研究は5～10年後には、絶対必要性の起ること間違いなしというテーマを考え出すことが望ましく、数年毎には一くぎりの結論を出すことも必要である。何故ならば、誰にでも自分なりの研究世代というものがあるからである。研究の良きアイデアは貧乏の中でよく生れる。研究のよき実験は適当な金を持っている時に発展する。そして研究の完成には充分なる金を必要とする。これは私が持っている経験的私見であるが、どうであろう。限りある年齢と、絶えず変わりゆく環境とを過し

---

てきた者の一回顧であるかもしれないが……。

今、医学の研究は、一部では人間の本質的なところまで変えるのではないかと危険視されるほどまで進んだ研究もあるが、逆に、完全に克服出来たと言われる医療研究は、数多い伝染病の中の一部に過ぎないという見方もある。つまり現時点で最先端を行きつつある研究と、既に出来上ってしまった研究との例であるが、最終的には後者でなければならない。しっかりした基礎医学的研究と、しっかりした臨床医学的研究とが、共に並行して行われた結果、成果がもたらされたものであるが、このような研究方法が、これまで必ずしも十分であったとはいえないことも事実である。

医者はすべて医学研究者であらねばならない。それには、基礎の研究で出たものを臨床に持ち込み、臨床で学びとった研究を、基礎へ持ち込むといった形であらねばなるまい。今までのように縦のみの研究ではなく、横の研究交流も深めることが、今後の研究の進め方として必要なことであると思う。我々の大学の場合、医学部医学科は縦のつながりを持つ30余の講座から出来ており、大学院研究科は横のつながりを持つ4専攻、13部門で構成されている。理想的設定であるから、研究者は両者をうまく利用してゆけば、可成り期待が持てる筈である。昔から良き研究のあることが、その大学を特徴づけているものである。

学生自身も、卒業後は是非このような研究者になり度い、それには十分勉強しなければと、自分を戒めるような学生を育ててゆき度いものである。そして卒業後、大学で一応の知識と技術を習得したならば、他の病院や研究所に出向いて、それをもとに経験をふやし、また大学に戻ってきて、更に新しい知識と技術を研究習得するとよいであろう。常に医学研究者として、秒刻みの速さで進歩発展していく医学に従事していく為には、大学とは何らかの形で関係を維持していくことが望ましい。



## ■大学審議会の答申以降

大学審議会の一連の答申に刺戟された結果、各大学では改革に手をつけることが目立ち始めたようである。そして方針の多くは、「行政指導型」から「自由競走型」になりつつある傾向がある。つまり、大幅な規制緩和は、自主的な努力や、新しい試みを促すためのものであり、その責任を自覚するための仕組みとして、「自己点検・自己評価」の導入があるべしと考えてよいであろうから、自らの責任で創意工夫を行うことになってくる。大学審議会で議論されている大学改革の主な特徴中の一つとして、各大学がそれぞれの理念、目標に基づいた個性をもち、多様な発展を行えるようにしたいということからも、各大学は画一的なものではなく、各大学が独自の見識と新しい発想で、個性をもっていくことに力をそそぐべきであろう。そして、今後人口の減少していく傾向を感じさせるので、量的発展から質的発展に努力することも、必要事項の一つとなってくるように考えられる。教官は次代の研究者に刺戟を与え、学生にもプライドを持たせるべく励めば、良い伝統を持つ大学が出来上るものと信じている。その為には、我々は“教育ママ”であってはいけない。過保護的状态を作ってはいけない。セクショナリズムが顕れないチームワークの強い大学でなければならない。

我が国の医学教育は、明治維新に新政府が日本に本格的に西洋医学を取り入れ、医学校を作ったのであるが、イギリス医学ではなくドイツ医学を導入したことは、我が国とドイツの両国民性が似ていることから考えて、それが魅力的であり、容易に輸入され、我が国の医学教育や医学会の体質に大きな影響を与えたのであろう。そして現在では、この戦前のドイツ医学一辺倒から、戦後のアメリカ医学の強い影響によって、少々乱雑な状態になっていることも事実である。敗戦とか革命の時には、制度の改革というものは、割に容易に行えるものであるが、平和時に行うこと

---

には、可成りの強い反対があるもので、余程合理的な裏付けがあるか、或いはずばぬけて強いリーダーシップをとる指導者の存在が、必要条件となってくるであろう。

高知医大では、開学以来各講座及び各学科目の教育及び研究活動の実情を、隔年毎に報告書として作っているのです、その内容を把握し、自らも点検して良きは伸ばし、悪しきは改善するという評価に役立つものであろう。大学院棟と学部講座研究棟が、完全に別個の建物に別れているが、これは今後別々の構想を練る上で幾分有効なものであるかもしれない。しかし、新しくカリキュラムを組み替える際、講座や学科目の変更には、概算要求を伴うため、困難な問題が起きてくることも多々あるであろう。

国立大学協会前会長の森亘先生が「三角形の一辺と二辺——大学入試に思う——」（国大協会報第123号）に「世の中は、ある意味では勝手なもので、常に当面する不満を声高に叫ぶ。そしてある時点での要望と、次の時点でのそれとは、必ずしも同一の理屈、路線に沿ったものではなく、時には相矛盾することさえ稀ではない」と書いておられるが、全くその通りである。時計は絶えず時を刻んで前進し、決して後進することはない。あせらず、絶え間なく、しかも確実性を保ちつつ、「限りなき前進」を続けることが肝要であると考え。

おわりに

私は、国立大学協会の一員に加えて戴いてから6年を経ましたが、それより前にも学長代理として会議に2、3回出席させて戴いたことがあります。その間、お役に立つようなことは何も致しておらず、お世話に相成るのみでした。退官するに際しまして深くお詫び申し上げ、国立大学協会の今後のますますの御発展と、先生方及び事務局の方々の御健康をお祈りし、以て御挨拶と致す次第です。本当に有難うございました。

## ／ 諸 会 合 ／

平成3年10月～12月

- |           |       |                    |
|-----------|-------|--------------------|
| 10月1日(火)  | 13:30 | 第5常置委員会小委員会        |
| 5日(土)     | 10:00 | 国立大学財政基盤調査研究委員会    |
| 9日(水)     | 13:30 | 第4常置委員会ワーキンググループ会議 |
| 15日(火)    | 13:30 | 第2常置委員会            |
| 16日(水)    | 13:30 | 第4常置委員会            |
| 22日(火)    | 10:00 | 教員養成制度特別委員会        |
|           | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会    |
| 23日(水)    | 13:30 | 第3常置委員会            |
| 24日(木)    | 13:30 | 第5常置委員会            |
| 25日(金)    | 10:30 | 第6常置委員会            |
|           | 14:00 | 理事会                |
| 28日(月)    | 17:00 | 国公立大学入試問題連絡協議委員会   |
| 11月10日(日) | 10:30 | 国立大学財政基盤調査研究委員会    |
| 13日(水)    | 10:00 | 第89回総会〔第1日目〕       |
| 14日(木)    | 10:00 | 第89回総会〔第2日目〕       |
| 15日(金)    | 10:00 | 第56回事務連絡会議         |
| 12月2日(月)  | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会      |
| 5日(木)     | 13:30 | 第3常置委員会            |
| 13日(金)    | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会    |
| 16日(月)    | 13:30 | 生涯学習特別委員会          |
| 17日(火)    | 9:30  | 文部省幹部との懇談会         |
|           | 13:30 | 学術情報特別委員会          |

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理 事 会

日 時 平成3年10月25日(金) 14:00~17:20

場 所 東京ガーデンパレス須磨の間

出席者 有馬会長

西島, 塩野谷各副会長

廣重, 東野, 阿南, 前川, 末松, 太田, 青野, 上原, 早川, 金森, 鈴木, 林,  
中内, 高橋(良) 森野, 砂川各理事

篠筈(第3), 野村(第4), 角田(第5)各常置委員会委員長

山本, 阪上各監事

将積(教員養成), 竹内(教養課程), 井形(医学教育), 高橋(克)(大学院)

各特別委員会委員長

(文部省)野崎官房長, 工藤大学課長

(大学入試センター)松本副所長

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように挨拶があった。

本日はご多忙のところご出席いただき, 厚く  
お礼申し上げます。

本理事会は11月13日, 14日の両日開催される  
総会前の恒例の理事会であり, 各委員会から  
のご報告と協議をお願いするが, そのほか国大協  
への新加入大学の件, 平成5年度入試等の審議  
をお願いする。

なお, 委員会報告のため各特別委員会の委員  
長にご出席いただき, また, 大学入試センター  
試験についてご説明いただくため, 後刻, 大学  
入試センターから松本副所長にもご出席願うの  
で, ご了承いただきたい。

また, 文部省の野崎官房長, 工藤大学課長に  
ご出席願ひ, 第8次定員削減計画について説明  
を伺うことにしたので, ご了承いただきたい。

はじめに, 学長交代等により初めてご出席の

理事及び委員長の方々をご紹介します。

(前 任) (後 任)

理 事 大阪大学 熊谷 信昭 金森順次郎

教員養成制度特別 関 四郎 将積 茂  
委員会委員長 (東京学芸大学長) (愛知教育大学長)

なお, 欠席は東北大学の西澤理事及び広島大  
学の田中理事である。

ついで会長から, 都合で, 先に第8次定員削  
減について文部省の説明を伺うこととした旨  
述べられ, 出席の野崎官房長及び工藤大学課長  
の紹介があったのち, 野崎官房長から, 第8次  
定員削減に関して, 配付資料「行政改革の推進  
状況に関する意見(抄)」, 「平成4年度以降の定  
員管理について」(平成3年7月5日閣議決定),  
「第7次・第8次定員削減計画の比較」を基に  
概ね次のように説明があった。

去る6月12日に, 第3次行革審(臨時行政改  
革推進審議会)が「行政改革の推進状況に関す

る意見」を内閣総理大臣に提出し、国家公務員の定員管理について、「平成4年度以降についても、第7次定員削減計画に引き続き定員削減を実施する」よう提言がなされた。これを承けて、6月14日の閣議で、行革審の提言を“最大限尊重する”との方針が決定され、その後、7月5日の閣議で、内閣の各機関及び各省庁の第8次定員削減目標が示された。

それによると、政府全体の削減目標数は、39,048人、その率4.52%であるが、文部省については、4,161人、3.03%と、政府全体より低くしている。また、国立学校特別会計については、4,093人、3.04%であり、これを第7次定削と比べると、員数で347人、率で0.29%の減である。

文部省としては、先の閣議決定に先立って、国大協からの要望をも踏まえて、教官、看護婦等の削減対象からの除外と、その他の教育研究支援職員等の削減負担をできるかぎり軽減することを中心に総務庁と折衝した。その結果、四囲の状勢から、教官、看護婦の削減対象からの除外は実現できなかったが、従来0.5%であった削減率を0.4%に引き下げられることとなった。

今後、この削減計画に基づいて具体的に実施していくことになるが、これの実施にあたってはいろいろ問題が予想されるので、事務的に各大学のご意見を伺いながら、極力混乱が起きないように努力したいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

以上の文部省からの説明について若干の意見の交換があった。（文部省出席者退席）

ついで、事務局より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

## I 会務報告

会長から、これについては「資料4」にその概要が記されているので、ここではその要点をご報告することとしたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

### 1. 要望書の提出について

(1) 去る5月29日の理事会及び6月の第88回総会で承認された「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」については、有馬会長及び第4常置委員会の野村委員長、阪上、小出両委員、平間事務局長が6月7日及び6月17日、文部省及び総務庁へ赴き同要望書を提出し、格段の配慮を強く要望した。

(2) 去る6月の第88回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、6月26日、有馬会長、第4常置委員会の野村委員長、阪上委員及び平間事務局長が人事院、大蔵省及び文部省を訪れ、同要望書を提出し、その実現方を要望した。

(3) 去る6月の第88回総会においてその取扱いを会長に一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る9月30日に、第4常置委員会の野村委員長、阪上、小出両委員及び平間事務局長が関係省庁に赴き、文部大臣、大蔵大臣、総務庁長官に同要望書を提出し、その早期完全実施を要望した。

### 2. 自由民主党文教関係国会議員との懇談について

国立大学の現況と課題について意見交換を行うため、去る10月15日、会長ほか数名の学長が

自由民主党の森喜朗文教制度調査会長ほか数名の文教関係国会議員と懇談した。

### 3. 全国大学高専教職員組合（全大教）との会談について

全大教からの申し入れにより、去る9月26日、第4常置委員会の野村委員長及び小出委員が全大教の石井副委員長ほか数名と会い、教職員の待遇問題について懇談した。

### 4. 国大協宛要望書について

前理事会以後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

## II 協 議

### 1. 奈良先端科学技術大学院大学の加入について

会長から、去る10月1日に開学された奈良先端科学技術大学院大学の加入に関し、次の2件について諮られた。

これについて協議の結果、いずれも異議なく了承するとともに、これを来る総会に付議することとした。

① 当協会への加入について「資料6」

② 奈良先端科学技術大学院大学加入に伴う規則の改正（「理事及び監事総会互選要領等」、「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」）について「資料7」

### 2. 特別委員会委員の交代について

会長から、特別委員会委員の交代について「資料8」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

### 3. 監事候補者について

このことについて、会長から次のように諮られた。

第4常置委員会の野村委員長が、11月16日、東京水産大学長を任期満了により退任されるので、第4常置委員会において後任の委員長を互選した結果、阪上東京農工大学長が選出された。阪上学長は現在監事であるが、常置委員会委員長は監事を兼ねられない規定になっているので、監事を退いていただくことになる。従って、その後任監事の候補者を理事会で選考し、それを総会に諮って決定したい。ついては、職務柄、事務局に近い東京近辺が適当と考え、千葉大学長を候補者として提案したい。

これについて思議なく、了承された。

### 4. 常置委員会委員（教員）の選任について

このことについて、会長から次のように諮られた。

2年任期満了による教員委員の選任については、名常置委員会からご推薦いただいた候補者名簿(案)「資料10」のとおりとしてよろしいかお諮りする。

これについて異議なく承認され、直ちに委嘱の手続きをとることとした。

### 5. 第89回総会の日程について

会長から、来る11月13日、14日両日開催の第89回総会の日程を「資料11」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

### 6. 第90回総会の日時・場所について

会長から、次回の来年6月の総会の日時・場

所を「資料12」のとおり予定したので、ご了承をお願いしたい旨述べられ、異議なく了承された。

## 7. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより各委員会の報告と協議をお願いするが、入試は別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告はその時にお願いすることとしたい。

以上のように述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

### (1) 第1常置委員会（早川委員長）

#### 1) 第1常置・第6常置委員会合同会議の開催

去る8月6日、本委員会と第6常置委員会の合同会議を第6常置委員会の下部組織である国立大学財政基盤調査研究委員会各委員も出席して開催し、国立大学のあり方及び財政問題について意見交換した。その審議状況については第6常置委員会からご説明いただく。

#### 2) 国立大学のあり方について

予て本委員会として検討してきた「国立大学のあり方」について、その後、委員長が作成した草案をもとに取りまとめ作業をすすめ、「資料13」のとおり、報告を取りまとめた。

### (2) 第3常置委員会（篠筈委員長）

去る9月6日及び10月23日に本委員会を開催し、主として就職協定問題並びに保健管理センター問題について審議した。

このうち、就職協定に関しては、日経連は協

定の廃止の方向で見直しを検討されている由仄聞するが、本委員会では、これまでどおり、「就職協定を存続させるべき」との基本方針を確認するとともに、今後の対応策等について種々協議した。

なお、明日開催予定の就職問題懇談会（大学及び高等専門学校関係9団体で構成）において、平成4年度卒業者に係る就職協定についての大学側の意見を集約することになっている。

### (3) 第4常置委員会（野村委員長）

去る9月11日に小委員会、9月26日及び10月6日に本委員会を開催したほか、教務職員問題に関するワーキング・グループ会議を7月1日、9月11日及び10月9日に開催し、次の事項について審議した。

#### 1) 教務職員問題について

教務職員問題については、前回総会后、ワーキング・グループ（代表：小出山梨大学長）を設置して種々検討をすすめ、その検討結果を「資料14」のとおり取りまとめた。

#### (2) 事務職員の待遇改善について

事務職員の待遇改善については、引き続き小委員会で検討していくことにした。

#### 3) 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」について

「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、既に会長の会務報告にあったが、小委員会で取りまとめた原案をもとに要望書を作成し、会長とも協議のうえ関係方面に提出要望した。

なお、前総会で承認された「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」及び「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」についても、会務報告のとおり、関係方面に提出し要望

したが、その結果について、9月26日の委員会において文部省の担当官から説明があった。

#### (4) 第5常置委員会(角田委員長)

1) 平成3年度外国大学長招致事業について  
平成3年度の外国大学長招致事業として、韓国から大学長3名を招致することとし、文部省と連絡をとりながら、目下諸準備をすすめている。「資料15」にその概要が記されているが、来日される学長は、金益東慶北大学校総長、呉徳均忠南大学校総長、柳晟奎釜山水産大学校総長の3大学長であり、平成4年1月22日から同月31日までの10日間の予定で、東京大学、東京工業大学、京都大学、慶應義塾大学、高エネルギー物理学研究所、及び文部省等を訪問視察するとともに、1月30日には、国大協及び文部省が共催して「日韓間の文化(学術)、研究者、学生の交流について」を議題にシンポジウムを開催することとしている。なお、そのパネリストとして、韓国の3大学長及び日本側からは、本委員会所属の阿南筑波大学長及び山田大阪外国語大学長を予定している。

#### 2) アジア太平洋地域の高等教育協力に関する会議について

第1回アジア太平洋地域の高等教育協力に関する会議がオーストラリア副学長会議の主催のもとに、去る9月17日から3日間にわたって、オーストラリアのキャンベラ市で18カ国、52名の代表が出席して開催された。日本は、代表5名、オブザーバー3名が出席したが、国大協からは塩野谷副会長、第5常置委員会の角田委員長及び山澤委員が出席した。

同会議では、塩野谷副会長から「アジア太平洋地域の大学間交流促進」について基調講演があり、9月18日、19日の両日にわたり、種々論

議があった。その論議を通じて、アジア太平洋地域の高等教育の協力を強化することの必要性が共通認識され、今後、協力推進していくうえでの障害を取り除くことに努力することとし、そのための作業グループ(ASA IHL, オーストラリア、日本、韓国)が組織された。その作業グループの日本側代表として山澤委員にお願いした。なお、次回は、韓国で来年4月8日から3日間(予定)開催することが決まり、また、第3回はブルネイ国を予定し、第4回は未定であるが、日本が候補に上っている。

#### (5) 第6常置委員会(高橋(良)委員長)

##### 1) 第1常置・第6常置委員会合同会議について

去る8月6日、第1常置委員会・第6常置委員会合同会議を国立大学財政基盤調査研究委員会の各委員も加わって開催し、同調査研究委員会が先の中間報告後、引続き取りまとめつつある国立大学財政に関する報告書のプロットについて説明を聞き、第1常置委員会の「国立大学のあり方」(案)とともに、報告書取りまとめについて種々意見交換した。

また、本日午前中、調査研究委員会委員出席の第6常置委員会を開催し、その後調査研究委員会が取りまとめた報告案(第二中間報告「国立大学財政の現状」(配付資料))について検討した結果、多少意見が出たので、若干手直しすることとしたが、本理事会のご意見を伺った上でこれを最終的に取りまとめることとしたい。

なお、報告案を来る総会に付議し、了承が得られたなら、これを全国立大学教官に送付するとともに公表することとしたいと考えている。

##### 2) 委員長の交代について

委員長の学長任期満了に伴う次期委員長の選



出を行い、廣重北海道大学長を後任に選任した。

以上の説明について、「報告案」について若干意見交換が行われたのち、会長から次のように諮られ、了承された。

調査研究委員会の報告は理事会として基本的にこれを了承し、ご意見のある方は委員長にお寄せ願ひ、若干修正されることを含みに最終的取りまとめについては第6常置委員会に一任することとしては如何か、また、成案を公表することをご了承いただけないか。

#### (6) 学術情報特別委員会（太田委員長）

去る8月29日に本委員会を開催し、次の事項について審議するとともに、文部省学術情報センター（東京都文京区大塚）の施設設備及び情報処理作業の状況を視察した。

##### 1) 国立大学における情報処理センター等の現状と今後のあり方について

国立大学における情報処理センター等の学内センター設備と組織の現況（コンピュータの設置、学内ネットワークの整備、教育用利用設備、運用スタッフの配置、センターの建物など）についての調査結果報告（林委員）にもとづき、種々意見交換したが、特に、大学間の格差が拡がりつつあること、コンピュータ等設備経費、スタッフの充実の必要性等が指摘された。

##### 2) 複写に関する著作権の問題について

この件については、委員会開催時には、著作権処理システムが出版業界及び著作者団体を中心に設立された「著作者・出版者複写権集中処理センター」と理工系の学協会を中心に設立された「学・協会著作権集中処理システム」の二つに別れていたため、文化庁による統一への調整を見守ることとし、予め、国立大学での複写

の利用状況を承知するため、本委員会委員所属の大学にサンプル調査をお願いした。その後、9月30日に両組織は統合して「日本複写権センター」（Japan Reprographic Rights center）が設立された。そこで次回委員会には、文化庁及び日本複写権センターの各担当者から詳しく説明を聞き、本委員会としてこの問題への対応を検討したいと考えている。

#### (7) 教養課程に関する特別委員会

（竹内委員長）

##### 1) 本委員会の名称変更について

大学設置基準の一部改正が平成3年7月1日に施行されたことに伴い、一般教育科目と専門教育科目との授業区分が廃止されることになったが、この趣旨から、従来の「教養課程」という名称は適当でないので、本委員会の名称を「教養教育に関する特別委員会」と変更したい。

##### 2) 委員等の交代について

本理事会で既にご承認を得たように、委員の退任に伴う欠員補充として、坪井昭三（山形大学長）、鈴木正裕（神戸大学長）及び岡市友利（香川大学長）の3学長に委員就任をお願いした。

また、専門委員の補充として、小林啓二東京大学教授及び福田泰二千葉大学教授を選任した。

##### 3) 教養教育に関する承合について

大学設置基準の一部が改正されたが、これに伴い各大学が教養教育の改善についてどのように取り組まれているかを8月22日付で各大学にご照会した。これについて大部分の大学からご回答を寄せていただいたが、設置基準の改正後、あまり時間が経っていなかったこともあって、組織の改編、カリキュラムの組み立て、語学と体育の取り扱い等各項目について、多くの大学

が「検討中」との答えであった。取り急ぎ各大学の回答結果を取りまとめ、去る10月15日付で各大学へご送付申し上げた。

ついで、会長から、委員会の名称変更について諮られた結果、異議なくこれが承認された。

(8) 教員養成制度特別委員会(将積委員長)

学長任期満了を迎える関委員長に代り、私が新しく委員長に就任した。

本委員会では、去る6月総会に提出した「大学における教員養成一教員養成の現状と将来一」(中間まとめ)を各大学に送付するとともにご意見を伺った。これに対し、多数の大学から積極的な意見が寄せられた。その主要な意見をまとめるとともに、それを踏まえて最終報告書の取りまとめ方について検討した。その結果を整理したのが「資料17」である。その後、この検討結果に沿って報告書の取りまとめ作業をすすめてきたが、それもほぼ完了し、12月中(予定)には印刷刊行のうえ各大学にご送付申し上げ、ご希望に応じて頒布の措置を講じたい。

(9) 大学院問題特別委員会(高橋(克)委員長)

去る7月5日及び8月30日に委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 学位記における学位の表記について

大学審議会の答申を承けて、学位授与に係る法省令改正(「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」,「学位規則の一部を改正する省令」)が7月1日から施行された。これにより、学士が学位として位置づけられ、また、修士及び博士の種類が廃止されるとともに、各大学において学位を授与する際には、適切な専攻分野の名称を付記することとなった。

先の大学審答申(「学位制度の見直し及び大学

院の評価について」(平成3年2月)は、学位記に付記する専攻等の名称については、「一定のガイドラインを設定するかどうか及びガイドラインを設定する場合の内容については、大学団体や学会の判断に委ねることが適当」としているが、本委員会として今後この件を検討するについて、取り敢えず、専攻分野の名称や学位記の様式等についての各大学の意見あるいは検討の方向性について調査する必要があると考えた。そこで、これについて全国立大学に照会したが、いただいた回答の集計結果は既に9月2日、各大学にご報告申し上げたとおりである。なお、学位(専攻分野)の英語表記についても目下各大学に照会しているので、いずれこの回答結果についても取りまとめてご報告申し上げたい。

以上の報告について若干の意見交換があった。

2) 大学審議会「大学院部会における審議の概要一大学院の量的整備について一」(平成3年7月25日)に対する意見について

大学審議会大学院部会長より、大学審議会「大学院部会における審議の概要一大学院の量的整備について一」(平成3年7月25日、大学審議会総会提出)に対する国大協としての意見を求められ、本委員会でこれに対応するよう依頼があったので、検討のうえ9月17日に意見を取りまとめ、これを委員長名をもって同部会長宛提出した。

3) 国立大学大学院の現状及び今後のあり方について

先の理事会において、「国立大学大学院の果たしてきた役割と今後のあり方」に関する社会の認識について調査することの検討依頼があったので、各委員にご意見を伺ったうえアンケート調査の素案を「資料19」とおり取りまとめた。

この素案では、調査対象としては、国立大学・大学院と、企業、官公庁及び研究・教育・医療機関等広範囲にわたって予定しており、また、調査項目については大学向けとそれ以外との二つに分けた。なお、調査は膨大な作業と費用を伴うので、科研費を申請することも検討してみたいが、今後の審議のすすめ方も含めてご意見を伺いたい。

以上の説明について若干意見交換があり、アンケート調査の実施についてさらに検討することが了承された。

#### (10) 生涯学習特別委員会（太田委員長）

当委員会は、去る6月総会（第88回総会）で設置が認められてから、これまで2回委員会を開催した。その審議の概要は次のようである。

最初の7月18日開催の委員会では、まず、委員長の互選を行い、太田横浜国立大学長を選任した。当日は、文部省から、文部省関連の生涯学習事業の内容及び生涯学習に関する施策等について説明を受けたのち、質疑応答及び各委員が所属する大学の状況を中心に生涯学習に関し意見交換を行ったが、本委員会としては、今後なお数回自由に意見交換を続け、重点検討事項を絞り込んでいくこととした。

第2回は、9月25日に開催し、文部省から、①「大学教育開放センター等の概要」（平成3年4月現在全国6大学に設置されている）、②「リカレント教育推進事業の概要」（平成3年度から開始、関東地区（代表機関は横浜国立大学）、中国地区（同広島大学）、九州地区（同九州工業大学）の全国3地区）、③「学校における社会人の受入れの現状」、等について説明を聞いたのち、各大学におけるリカレント教育の現況が各委員から披露され、また、多様な生涯学習に対する

本委員会としての対応について意見交換を行った。その主な内容は、①大学の生涯学習教育センターと地域の生涯学習推進センターとの関わり、②定員削減と関わって起こる事務職員不足の問題、③教官の協力体制、④自治体や地方公共団体との連携・協力、⑤地域や産業界のニーズの把握、⑥地域による独自性、⑦生涯学習教育研究センター等の設置計画についての大学間の情報交換、等である。

#### (11) 医学教育に関する特別委員会

（井形委員長）

大学審議会大学院部会の審議に関わり、医学・歯学系大学院が他の分野と異なる特殊性があることに鑑みて、医学・歯学系大学院の現状と問題点を洗い出したうえ、本委員会として改善のための何らかの提言をしたいと考え、昨年9月に該当大学を対象にアンケート調査を実施し、寄せられた回答を整理集約するとともに、全国国立大学医学部長会議等の意見なども踏まえて、調査結果の報告及び将来への提言を「資料16」のとおり取りまとめた。これを来る総会に提出することをお認めいただきたい。

ついで、会長から、同報告書の総会提出について諮られ、異議なく了承された。

#### 8. 入試について

##### (1) 第2常置委員会（末松委員長）

去る8月5日及び10月15日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

##### 1) 平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項について

従来に倣い、「平成4年度国立大学入学者選抜における留意事項」を審議決定し、公立大学協会の了解を得たうえ去る8月23日付をもって各

大学長に送付した。前年度との主な変更点は、推薦入学志願者の一般入試への出願の取扱いについて、大学入試センターを課す場合も課さない場合と同じく、自由に二つの大学・学部に出願できることとしたことである。

#### 2) 平成4年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について

各大学における追加合格者決定業務の円滑化を図って例年作成している「追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」の平成4年度版を作成した。これを公立大学協会と協議し、その了解を得たうえで各大学長宛送付したい。なお、前年度との変更は曜日の変更のみである。

#### 3) 推薦入学について

推薦入学について、種々の資料に基づいて、その理念、現状、実施上の問題点などのほか、分離分割方式の前期・後期日程のうちの特色ある入試を行う側の日程の試験との関連等について、検討を行っている。推薦入学は、「入学者選抜多様化の観点から、大学・学部の教育目的に沿って、高等学校長から推薦された者について学力検査を免除し、調査書を主な資料として選抜するもの」であり、一般入試とは別の特別選抜として位置づけられるものであるが、推薦入学にはプラスの面と同時にマイナスの面があることも指摘されているので、将来的に推薦入学をどう考えていくか、引続き検討を行っていききたい。

#### 4) 朝鮮人学校卒業者の国立大学入学資格について

このことについては、去る6月総会において、国立大学での対応を検討してほしい旨依頼があったが、調査の結果、現時点では、わが国の教

育制度上、入学資格が認められないと判断された。

以上の説明について、推薦入学について、一般入試との関係や大学入試センター試験を課すか否かなどと関わって、国大協としてその定義を明確化してほしい旨要望があった。

#### (2) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの松本副所長から、平成4年度大学入試センター試験出願状況（平成3年10月25日正午現在）、平成5年度入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する私立大学、及び「ハートニュース」(大学入試センター広報)について、配付資料にもとづき説明があった。

#### (3) 入試改善特別委員会（西島委員長）

前回第88回総会の後、熊谷前委員長のあとを承けて委員長に就任した。その後9月20日に委員会を開催し、国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領、実施細目並びに第2次試験実施上の申し合わせ事項について審議し、これの原案を作成した。その後、この原案に対する意見を10月18日までの期限内各大学に照会した。その結果、3大学から意見・要望が寄せられたが、委員会は意見の取扱いを委員長に一任されたので、それらの対応について次のとおりとさせていただいた。

寄せられた意見等の一つは、「推薦入学(大学入試センター試験を課す場合)の結果発表日について「2月10日まで」を「2月12日まで」に、また、推薦入学(大学入試センター試験を課す場合も、課さない場合も含む)合格者の入学手続日について「2月15日まで」を「2月16日まで」に、また、推薦入学合格者・入学手続者を大学入試センターへ通知する期日について「2

月17日まで」を「2月18日まで」にそれぞれ変更願いたい。』という意見である。

この件については、変更するとすると、大学入試センターの業務処理期間を短縮し同センターに負担がかかりすぎることになるので、この改定は無理と考えられる。したがって、原則的な日程は変更しないこととし、試験実施上、特別の事情がある大学は、「実施上の申し合わせ」に基づき、第2常置委員会と協議していただくこととした。

もう一つの意見は、『平成4年度から週40時間勤務体制（完全週休2日制）の実施予定により、土曜日が完全閉庁になることが予想されていることから、前期日程の入学手続締切期日3月13日（土）と後期日程の入学手続締切期日3月27日（土）を土曜日以外の日に変更願いたい。』という意見である。

この件については、両日の前後に所要の業務処理が組まれているため、改定は無理であるが、土曜日の完全閉庁に伴う入試業務については、今後、平成6年度以降の日程を検討する際において、引続き検討することとした。

最後の一件は、原案に対する直接の意見ではないが、『平成元年度から連続方式と分離分割方式の併存による受験機会の複数制が実行される一方、平成2年度から大学入試センター試験が実施され、一連の改革が実現されるに至った現況に鑑み、今後はある程度の時間をかけ、なおこれの落ち着き先を見定めることが重要である。』という意見である。

この件については、今後、入試制度の検討を行う場合の基本的な考え方に関わるものであるので、本委員会として十分考慮させていただくこととした。

以上の結果、原案どおりとした。それが、「資

料20」であり、これをご審議いただいたうえ来る総会に提案したい。

以上の説明ののち、会長から、「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領(案)、実施細目(案)、申し合わせ事項(案)」の総会提出について諮られ、異議なくこれが了承された。

## 9. その他

### (1) 国立大学財政基盤調査研究委員会第二中間報告「国立大学財政の現状」(案)について

高橋第6常置委員会委員長から、国立大学財政基盤調査研究委員会第二中間報告「国立大学財政の現状」(案)について、配付資料に基づき要点の説明及び修正予定を含む最終まとめの方針等について説明があり、これについて若干の質疑及び意見交換があった。

### (2) 「教務職員問題に関する検討結果報告」について

野村第4常置委員会委員長から、「教務職員問題に関する検討結果報告」(「資料14」)について、配付資料に基づき要点の説明があったのち、同報告を総会に提出することをお認めいただきたい旨述べられた。

ついで、会長から、同報告を総会に提出することについて諮られ、異議なく了承された。

### (3) 「国立大学のあり方について」について

早川第1常置委員会委員長から、「国立大学のあり方について」(「資料13」)について、配付資料に基づき説明があり、総会においても審議してほしい旨述べられた。

ついで、「同報告」について、主として次のような意見があった。

○ 今後の大学のあり方について、特に大学院

について充実を強調することは、一方、学部の方が軽視される印象を持たれるおそれはないか。

- 学部、大学院ともに充実が必要である。学部については質的充実を、大学院については量的充実を強調してはどうか。
- 大学院を質、量ともに充実させていくには、企業や官公庁などが、人文・社会系を含めて、大学院修了者をもっと積極的に受け入れるようになることも必要である。
- 国立大学は、学問の各分野間にバランスがとれていることが大きな特徴であるが、このことは今後とも社会構成上不可欠なことである。
- 大学院の拡充は社会の具体的なニーズがなければできないというものではない。国立大学は、国立大学として長期的展望に立ち主体的にさまざまな学問分野について研究し、また人材を養成する任務がある。その意味では、

投資効率が悪いとされる基礎的な文系分野も含めて、投資の構造を考えていくべきである。

- 政令指定都市では、学部の増設抑制方針が打ち出されていることもあって、大都市圏の大学では、活性化のためには今後大学院の方に整備の重点を移していかざるを得ない面もある。

概ね以上のような意見があったのち、会長から次のように述べられ、閉会した。

まだご意見があると思うが、今後とも国立大学のすすむべき方向についてご意見を賜りたい。なお、このほど塩野谷副会長と私の二人して大学審議会の委員就任を引き受けた。審議会では、今後、大学の活性化の問題をはじめ、さまざまな問題を検討する予定と聞いているが、各位のお知恵をお借りしたいのでよろしく願います。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第89回総会（第1日）

日時 平成3年11月13日(水) 10:00~17:00  
場所 学士会館(神田)210号室  
出席者 各国立大学長

有馬会長から、開会の挨拶があったのち、次のように述べられた。

今総会は定例総会であり、従って各委員会委員長から審議状況のご報告をいただき、これに基づく協議をお願いすることになるが、平成5年度入試については、その要領等をご審議願ひ、その他、国立大学の当面する諸問題についてもご意見を伺いたいと考えているので、よろしく願ひしたい。

なお、大学入試センター試験等についてご説

明願うため、大学入試センターの有江所長にも後程ご出席いただくこととしたのでご了承願ひたい。

### (1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

### (2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料3」により行いたい旨諮られ、了承された。

(3) 奈良先端科学技術大学院大学の加入について

会長から、奈良先端科学技術大学院大学が本年10月開学され、このほど国大協への加入の申し出があった旨述べられたのち、国大協への加入について諮られ、異議なく承認された。

ついで、奈良先端科学技術大学院大学の櫻井洗学長の紹介があった。

(4) 理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

会長から、奈良先端科学技術大学院大学の国大協加入に伴い、理事及び監事総会互選要領等の一部を改正するものである旨述べられたのち、改正案(資料9)の概要について、次のとおり説明があった。

① 理事及び監事総会互選要領の一部改正案について

奈良先端科学技術大学院大学の所属地区を近畿地区とするものである。

② 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正案について  
第5常置委員会委員の定数を1名増員する。

(奈良先端科学技術大学院大学の代表者を第5常置委員会の所属とする。)

ついで、「理事及び監事総会互選要領」の一部改正案及び「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部改正案について諮られ、いずれも異議なく承認された。

(5) 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大 学)	(前 任)	(後 任)
旭川医科大学	下田 晶久	清水 哲也

図書館情報大学	藤川 正信	小野寺和夫
東京医科歯科大学	加納 六郎	山本 肇
東京学芸大学	関 四郎	蓮見 音彦
長岡技術科学大学	菅野 昌義	内田 安三
富山大学	大井 信一	小黒 千足
大阪大学	熊谷 信昭	金森順次郎
九州大学	高橋 良平	和田 光史

(6) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後の委員長の交代について、次のとおり報告があった。

(委員会)	(前 任)	(後 任)
第6常置委員会	高橋 良平 (九州大学長)	廣重 力 (北海道大学長)
入試改善特別委員会	熊谷 信昭 (大阪大学長)	西島 安則 (京都大学長)
教員養成制度特別委員会	関 四郎 (東京学芸大学長)	将積 茂 (愛知教育大学長)

## I 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項について、次のとおり報告があり、その他の事項については、「国立大学協会事業報告」(資料7)をご参照願いたい旨述べられた。

### 1. 要望書の提出について

(1) 去る5月29日の理事会及び6月の総会で承認された「国会大学教官等の定員削減計画に関する要望書」については、会長、第4常置委員会の野村委員長、阪上、小出両委員及び平間事務局長が6月7日文部省へ、ついで、6月17日総務庁へ赴き、同要望書を提出し、格段の配慮を強く要望した。

(2) 去る6月の総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、6月26日、会長、第4常置委員会の野村委員長、阪上委員及び平間事務局長が人事院、大蔵省、

文部省を訪れ、同要望書を提出し、その実現方を要望した。

(3) 去る6月の総会においてその取り扱いを会長に一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の政府の対応をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、9月30日、第4常置委員会の野村委員長、阪上、小出両委員及び平間事務局長が総務庁、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その早期完全実施を要望した。

(4) 来年度予算編成期に当たり、高等教育予算の充実について関係方面に要望する必要があると考え、急遽、要望書(資料15)を作成し、11月1日、会長及び平間事務局長が大蔵省を訪れ事務次官、官房長、主計局長ほか担当官に要望書を提出し、配慮を要望した。要望書の内容は、①老朽施設の改築、②教育研究環境特別重点整備事業として150億円、また生活関連経費要望額として22億円の要望、③科学研究費補助金、基幹的教育研究経費、高度化推進特別経費の増額および国立学校財務センター(仮称)の創設等であり、これらを強く要望した。

なお、この要望書については、時間的余裕がなかったため、理事会にも諮らず事後となったが、ご了承願いたい。

## 2. 自由民主党文教関係国会議員との懇談について

去る10月15日、国立大学の現況と課題、今後の高等教育・学術研究の発展に向けて、自由な意見交換を行うため、会長ほか数名の学長が自由民主党の森喜朗文教制度調査会長ほか数名の文教関係国会議員と懇談した。

## 3. 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申し入れにより、去る9月26日、野村第4常置委員会委員長及び小出委員が全大教の石井副委員長ほか数名と会い、教務職員問題等について懇談した。

## II 協議事項

### 1. 監事の選任について

会長から、次のとおり諮られた。

第4常置委員会の野村委員長が、11月16日、東京水産大学長を任期満了で退任されるので、第4常置委員会では委員長の後任を互選し、阪上東京農工大学長が選出された。阪上学長は現在監事であるが、常置委員会委員長は監事を兼ねられないので、監事を退任していただくことになる。従って、その後任を選任しなければならないので、お諮りしたい。については監事候補者として、吉田千葉大学長を10月25日の理事会で選考したので、ご承認願いたい。

この件については、異議なく承認された。

### 2. 常置委員会委員(教員)について

会長から、10月末で2年の任期満了になる常置委員会の教員委員の選任を10月25日の理事会で「資料11」の名簿のとおり決定したので、ご報告する旨述べられた。

### 3. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより、各委員会委員長の報告と協議に入るが、委員会の審議状況の要旨は各委員長にお



取りまとめていただき「資料13」として配付してあるので、ご参照願いたい。

なお、理事会において、「教養課程に関する特別委員会」は「教養教育に関する特別委員会」に名称変更したので、ご報告する。

また、入試関係は別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告はあとに回すことにしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から概ね次のとおり報告があった。

#### (1) 第1常置委員会（早川委員長）

1) 8月6日に、第6常置委員会との合同会議を国立大学財政基盤調査研究委員会委員を交えて、国立大学のあり方及び財政について意見の交換をした。内容については、第6常置委員会から報告があるので、ここでは省略する。

2) 「国立大学のあり方について」は、各委員の意見を踏まえて「資料16」のとおり、国大協の内部資料としてまとめた。この中の「I. 国立大学の現状」は、昭和61年11月12日に本委員会が発表した報告を基本にしている。「II. 国立大学の果たすべき役割」で、61年報告書と変わっている点をいえば、国立大学が他の私学等と比べて、分布が全国的にわたっていること、分野もすべてにわたっていること、全体的に理工系が多く研究重視の姿勢がみられること等を述べてある。「III. 国立大学の進むべき道」は、重点として大学院の充実及びそれに伴う財政基盤の充実を述べてある。なお、学部については61年報告書にあるので多くは触れていない。

#### (2) 第3常置委員会（篠筒委員長）

1) 保健管理センター問題について

本年5月、保健管理センター協議会が実施した調査結果について、小路専門委員(長崎大学)から中間報告を受けた。中心的な論点は、各大学のプログラムをみると、保健管理センターの組織上の位置づけに変更を加えながら、保健教育をとり込んだカリキュラム改革を意識的に行っている大学もあるが、保健管理センターを教育機関として位置づけようとしている事例は極く少数である、ということであった。

6月の時点で当委員会は、国立大学保健管理センター協議会が、大学審議会及び文部大臣に宛てた要望書(平成2年10月)の論点を整理し、さらに今回の調査結果をも参酌して、国大協が今何をなすべきかを改めて検討することとした。

9月6日の当委員会は、これまでの協議会の要望と、当委員会の認識の到達点との間にギャップがあること、とりわけ事務組織から教育組織への転換の必要性をめぐっての認識にギャップがあることを確認した。当委員会としては、今後協議会側の要望を踏まえながら、このギャップを埋めるための方針を作ることができるか否かが検討課題になる。

#### 2) 就職協定問題について

9月6日の委員会において、日経連から提起されている就職協定廃止問題について、委員長から簡潔な経過説明と提案が示され、提案どおり了承された。結論は、次のとおりである。

① 当委員会は、学事日程を確保するという観点に立って、8月1日の会社訪問の開始日を廃止することを認めない。

② 情報量が相対的に遅れがちな地方の大学の学生にとって、当委員会が機会均等の原則に留意して協定の存続を求めることも意義があると考えられる。

なお、討議の過程で出された諸見解は次のとおりである。

① 今の協定はペナルティなしの紳士協定だが、比較的よく守られており、有名無実ではない。早期化に対する歯止めとしても機能している。だからこそ、日経連会長も廃止を求めている。

② 学事日程とは、大学の行事日程だけを指すのではなく、在学期間中の学生の勉学過程の総体を指す。

③ 歯止めが欠けると競争の当然の結果として、3年生も獲得競争の対象とされる。過去においてそうであった。学生が、卒業後約束を守らなかったケースもあった。今後への教訓となる。

④ OB、OGのリクルーターとしての活動を禁止することはできないが、8月1日以前の活動は自粛してもらいたい。

⑤ すでに修士課程の院生にもアプローチがあり、これも無視できない。

⑥ すべてのことが、企業の自由な競争によって処理されているわけではない。行政指導も必要だし、財政調整も有効である。さらに一般論としては、立法措置をも含む公共的介入なしには効果が生じないということも視野のうちに入れておくべきである。

⑦ 長い時間をかけて、企業側も参加して取り決めた協定であり、その遵守については、企業側も不退職の決意を新たにしてもらいたい。

ついで、10月23日の委員会では、10月22日の就職協定特別委員会において、日経連から提起された「就職協定の見直しについて(案)」を検討した。この案の中心は、「採用選考開始は、8月1日前後を目標として、企業の自主的決定とする。」という点にある。委員からさまざまな意

見が出されたが、学事日程の尊重という一点をベースにした意見であった。8月1日を採用選考開始日とすることに異存はないが、「前後」を削減すること。会社訪問開始日、OB、OGのリクルーターの活動開始日、企業説明会の開始日等についても、野放しにしておくのではなく、採用選考開始日の8月1日以降に規制すること。以上の二点について、10月26日の就職問題懇談会において合意を得た上で、企業側と詰めるべきであることが承認された。

なお、10月26日の就職問題懇談会において各グループの意見の総括をし、10月28日に大学側の意見として企業側に示したものが、本日配付した「追加資料」である。

### (3) 第4常置委員会(野村委員長)

前回総会以後、委員会3回、小委員会1回を開催し、次の事項について審議した。

#### 1) 教室系技術職員問題について

6月12日現在、組織化された技術職員は、国立大学全体で約30%であり、今後拡大すると考えられるのでしばらく進行状態を見守る。

#### 2) 教務職員問題について

ワーキング・グループを設けて検討することとし、委員は山梨・東京農工・静岡の各大学長と2名の専門委員の計5名で構成し、山梨大学長が代表となり、ワーキング・グループ会議を開催し、その結果を委員会に報告していただいた。委員会において種々検討の結果、教務職員問題に関する検討結果報告として「資料17」のとおりまとめた。

#### 3) 要望書の提出について

「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取り扱いに関する要望

書」の提出については、「会務報告」の中で有馬会長が述べたとおりである。

4) 全国大学高専教職員組合の申し入れを受け、9月26日の委員会終了後、同組合と教務職員問題等について懇談した。

#### (5) 第5常置委員会(角田委員長)

##### 1) 外国大学長招致について

今年度は韓国大学長を招致することとなり、文部省を通じて申し入れていたところ、慶北大学校総長、忠南大学校総長、釜山水産大学校総長の3総長が、平成4年1月22日から1月31日まで来日されることとなった。文部省、東京大学、筑波大学、京都大学、東京工業大学、慶應大学、日本学術振興会を歴訪され、1月30日には、文部省、国大協共催のシンポジウムに参加される予定である。シンポジウムは、昨年行われた中国大学長出席の会と同様の要領で行われる。韓国側からは来日の3総長、日本側からは阿南筑波大学長、山田大阪外国語大学長がパネリストとして、また、在日韓国大使館、文部省、国大協、関連諸団体の関係者等が出席して、「日韓間の学術、研究者、学生の交流について」を主題として、経団連会館において討議を行う予定である。詳細は「資料18」のとおりである。

2) オーストラリア諸大学視察及び「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する会議」出席の報告があり、質疑応答が行われた。会議の詳細については「資料19」のとおりであるが、同会議はオーストラリア副学長会議が主催し、9月17日から3日間にわたってオーストラリア国立大学の会場において18ヵ国52代表が出席して行われた。日本側は代表5人、オブザーバー3人が出席した。国大協からは、塩野谷副会長、角田第5常置委員長、山澤第5常置委員が出席

した。アジア太平洋地域の高等教育の協力を強化することの必要性が共通認識とされ、協力推進の障害を取り除くための努力を重ねることとし、作業グループ(ASAIHL、オーストラリア、日本、韓国)が組織された。私大代表者と協議した結果、山澤委員が作業グループの日本側代表となり、今後、私大側との連絡を密にしながら作業に臨むことにした。次回国際会議は、韓国で来年4月8日から3日間行われることが決まった。

#### (6) 第6常置委員会(廣重委員長)

1) 第1、第6常置委員会合同会議について  
8月6日、第1、第6常置委員会合同会議が、国立大学財政基盤調査研究委員会委員の列席のもとに開催された。国立大学財政の検討にあたっては、かねてから第1常置委員会との合同会議開催の必要性が説かれ、すでに、昨年8月27日、第1回の合同会議が開かれたが、調査委員会の結果がまとまってきたので、第2回合同会議開催となった。

まず、調査委員会より、現在までの作業経過と最終報告のプロット説明があり、これに対して種々意見の交換がなされた。

報告は、4つの章からなり、第1章「国立大学の存在意義」、第2章「国立大学財政の現状」、第3章「国立大学財政に対する教官の意識」、第4章「国立大学財政改善への提言」の4つを構想している。第2章は国立大学の教育研究費、同施設等の現状、第3章ではアンケート及びヒアリング調査のまとめを行う予定である。

これに対して、国立大学の法人化論への対応、大学院の予算化、大学院収入拡大策、教官待遇改善問題等にも言及すべしとの意見が出された。また、このプロットは守りの姿勢が強すぎ

るので、もっと積極的論調にしてはどうかとの主張もあった。第1章に取り入れられる第1常置委員会の意見の原案に対して、大学院に重点を置く方向に基本的に賛成意見が表明されたが、専門分野による差異、国際化に対応する方策等について種々議論された。また、第6常置委員長より、第4章に特別会計の予算枠、国公私大の役割分担、大学院の整備等について積極的な姿勢を打ち出したいとの意向が述べられた。

以上の討議を踏まえ、国立大学財政基盤調査研究委員会は、報告書の内容、構成を再検討し、来る10月25日の第6常置委員会との合同委員会に提示することとした。

2) 第6常置委員会、国立大学財政基盤調査研究委員会合同会議について

10月25日、上記の合同会議を開催した。調査研究委員会が作成した第二中間報告「国立大学財政の現状」を中心に検討、修正し、成文への検討を調査研究委員会に一任した。

この報告書は、理事会に提出し、全大学教官への配布及び発表について了承を得たので、今後の取り扱いについては委員長に一任願いたい。

なお、国立大学の授業料等の値上げの動きがあるので、第6常置委員会の専門委員会に要望書の作成を依頼し、要望書を提出したいので委員長に一任願いたい。

ついで、国立大学財政基盤調査研究委員会委員長である馬場宇都宮大学長から、先に本委員会は国立大学の全教官を対象にアンケート調査を実施し、その結果を中間報告「教官の直面する教育研究の現状」として発表し、大きな反響を呼び起こしたが、つづいて国立大学財政の構

造的な問題点を分析する作業を行い、第6常置委員会委員長から報告されたとおり第二中間報告をまとめたので、その内容の概要をここに説明すると述べられ、配付資料の第二中間報告「国立大学財政の現状」に基づき、説明があった。

#### (7) 学術情報特別委員会（太田委員長）

##### ① 国立大学における情報処理センター等の現状と今後のあり方について

8月29日、学術情報センターの会議室において標記について議論を行い、併せて情報処理センターの設備や作業の状況を視察した。山梨大学の林委員の報告から国立大学におけるコンピューター等の設置、学内ネットワークの整備、教育用利用設備、運用スタッフの配置、センターの建物などについての現況が明らかになり、現状の問題点や今後のあり方がクローズアップされ、意見交換が行われた。概して言えば、大学による格差が大きくなっている。運営費とスタッフの拡充が望まれる。

##### ② 複写に関する著作権の問題について

第88回総会で報告したとおり、平成3年4月に設立された「著作権・出版者複写権集中処理センター」と平成2年12月に設立された「学・協会著作権集中処理システム」の2本建ての著作権処理システムが存在し混乱していたため、本委員会は文化庁の指導による統一を見守ってきたが、委員会当日まで全く見通しが立っていなかった。このため、「国立大学としての対応に一応、まとまった具体的めど（複写枚数中の著作権支払いの対象となる割合など）を立てるべきかどうか」については予備的な議論にとどめた。その後9月30日に両著作権処理機構が統合され「日本複写権センター」（J R R C）が設立された。その趣旨は「出版物の複写に関し、著

著作権を擁護するとともに、著作物の公正な利用をはかり、併せて著作権思想の普及に務め、もって学術・文化の発展・普及に寄与すること」である。10月上旬に本委員会委員長は文化庁の著作権課長及び日本複写権センター理事2名と会って説明を聞いた。次回の委員会でも文化庁及び複写権センターからのヒアリングを予定している。

#### (8) 医学教育に関する特別委員会

(井形委員長)

本委員会は昨年総会に「大学病院における卒後臨床研修(中間報告案)」を報告した。今回は全国立大学の医学系、歯学系大学院にアンケート調査を行い、結果を集計した。ここではその結果を基に、大学院問題に関して委員会の提言をまとめたので、調査結果とともに報告書を提出したい。医学系、歯学系大学院は他の分野の大学院と比べ、やや異なった側面を有し、このアンケート調査結果はその実情をかなり明確にしたと言える。その内容は別添の報告書に譲るとして、次の点が強調された。①医学系、歯学系大学院の現状が確認され、いくつかの問題点が指摘され、そのそれぞれについて改善が必要であり、今後種々の面で努力していく必要がある。②医学系、歯学系大学院は定員充足率が低い反面、論文博士が多い。また他分野に比べ外国人留学生が少ない。この結果を踏まえて、今後大学院を充実する方向で解決を図るべきである。

今後、従来のテーマに加えて、カリキュラムの大綱化に対する対策その他当面する諸問題に関しても、医学部長会議、病院長会議をバックアップし討議を進めていきたい。

#### (9) 教養教育に関する特別委員会

(竹内委員長)

##### ① 名称の変更について

大学設置基準の改正に伴い、本委員会の名称について「教養課程に関する特別委員会」を「教養教育に関する特別委員会」に改めた。

##### ② 設置基準の改正に伴う各大学の取組みについて

8月22日付けで各大学にお願いした承合事項の整理と取りまとめについて報告したい。

回答のあった事項については各大学へ送付したが、ほとんどの大学は現在検討中との回答であったので、もうしばらく時間を置いて再度承合事項についてお願いすることにした。

#### (10) 教員養成制度特別委員会(将積委員長)

本委員会においては、本年6月に「大学における教員養成—教員養成の現状と将来—(中間まとめ)」をとりまとめ、各会員大学に配付して意見を聴取したところ、多数の会員大学から積極的な意見が寄せられた。「資料21」の「『大学における教員養成(中間まとめ)』に対する各大学よりの意見の概要」は、寄せられた主要な意見を取りまとめるとともに、これを委員会で検討し、最終報告の取りまとめ方について、検討した結果である。現在、この「概要」に記載した方針に従って、最終報告を取りまとめる作業を進めており、おって、印刷刊行のうえ、会員大学に送付するとともに、各大学の希望数に応じて頒布する予定である。

#### (11) 大学院問題特別委員会(高橋委員長)

第88回総会以後、2回の委員会を開催した。それぞれの開催日及び審議の内容の大略は次のとおりである。

① 7月5日

1) 関係法令並びに省令の改正により、7月1日から学士の学位としての位置づけ並びに修士及び博士の種類の廃止等が実施されることになった。本委員会はこれに対応して、文部省高等教育局大学課担当官に出席を依頼して、説明を受け質疑応答を行った。次いで、各国立大学において、9月あるいは10月に、いずれかの学位の授与を予定している向きもあり、付記する専攻名称に関し早急に定める必要があると考えられるので、少なくとも各大学大学院の方針を、相互に知っておくことが望ましいという点で委員会としての意見の一致を見、会長の了承を得て各大学大学院に問い合わせることとした。

2) 「国立大学大学院の果たしてきた役割並びに今後のあり方」についての社会の認識と要請等についての調査・研究に関する検討を進めるようにとの会長の意向を受けて、本委員会では、意見交換を行い、当面調査研究の方針に関する「案」の検討を行うこととし、各委員の意見をまとめて原案を作成し、次回さらに審議を進めることとした。

② 8月30日

1) 学位記に付記すべき専攻分野について、その回答の集計結果を得たので、意見交換を行い、併せてこの結果を各大学大学院に知らせるとともに、さらに専攻分野の英語名称についても重ねて問い合わせることとした。その結果は、追加資料のとおりである。

2) 「国立大学大学院の果たしてきた役割並びに今後のあり方」に関する調査研究方針について、委員会原案をもとに検討を加え、次回までに一応の考え方をまとめることにしたので、この原案に対するご意見を11月末までにお寄せいただきたい。なお、この調査の実施組織及び

経費の問題や今後の進め方等についてもご検討願いたい。

3) 大学審議会大学院部会長から国立大学協会会長宛に、「大学院部会における審議の概要(大学院の量的整備について)」に関する国大協としての意見書を、9月27日までに提出するよう求められた件に関し、本委員会で対応するようにとの依頼があったので、審議・検討のうえ委員会としての意見書をまとめて、9月17日付けで同部会宛に委員会名で提出した。

以上の報告に関し、会長から、大学院に関する調査の実施について諮り、その計画を進めることが了承された。

(12) 生涯学習特別委員会(太田委員長)

第88回総会において本委員会の設置が承認され、7月18日に第1回の委員会を開催した。まず、委員長に太田横浜国立大学長を選出し、議事に入った。その概略は次のとおりである。①文部省の生涯学習企画官、生涯学習振興課課長補佐、大学課専門員の出席を得て、それぞれ現在の文部省関連の生涯学習事業や施策についての説明を受け、質疑応答を行った。②出席の全委員から所属大学あるいは関係されている生涯学習関連の事項について発言があり、自由に意見を述べあった。③今後数回自由な意見交換を行っていく過程で、国立大学として取り組む重点事項や要望事項を選択していくことにした。

第2回は9月25日に開催し、文部省から、①大学教育開放センター等の概要(平成3.4.12現在6大学)、②平成3年度から始まったリカレント教育推進事業の概要(モデル大学として、関東地区は横浜国立大学、中国地区は広島大学、九州地区は九州工業大学がスタート)、③大学に

おける社会人受入れの現況（大学へのアクセスの方式として11種類ほどが挙げられた。この多様化について本委員会として今後随時検討したい。）などが報告された。

現在までに検討した主な将来の課題は、次のとおりである。①大学の生涯学習センターと地方のセンターとのかかわり、②定削による職員不足の問題、③教員の協力体制、④地方や公共団体との連携・協力、⑤地域や産業界のニーズの把握、⑥大学の地域性による独自性、⑦センター設立などの概算要求には各大学の独創性が必要と思われるが、これについてのお互い間の情報交換。

#### 4. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後今回総会までの間に開催された各地区学長会議若しくは懇談会の状況を各当番大学からご報告願いたい旨発言があり、それぞれ次のとおり報告があった。

##### (1) 東北地区（東野弘前大学長）

10月2、3日の両日に開催し、次の事項について意見交換を行った。

（協議題）

- ① 大学設置基準の大綱化に伴う大学の対応について
- ② 平成5年度以降の入学者選抜試験について
- ③ 学術研究の推進について

（承合事項）

- ① 大学審議会答申への対応について

##### (2) 関東・甲信越地区（平山東京芸術大学長）

10月18日に開催し、次の2点について意見交換を行った。

- ① 設置基準改正に伴う、大学改革の推進状況について

- ② 国立大学の再興計画について

##### (3) 東海・北陸地区（鳥塚福井医科大学長）

10月31日及び11月1日に開催し、次の事項について意見交換を行った。

（協議事項）

- ① 大学設置基準の改正（大綱化）について
- ② 今回の大学設置基準改正に対する大学の教育研究や運営の改革の取組みについて

（承合事項）

- ① 大学審議会答申に組み込まれていた大学の自己点検・評価について、各大学での実施状況及び今後の対応
- ② 大学設置基準等の改正に伴う各大学における委員会等の設置及びそこにおける審議状況

##### (4) 近畿地区（佐野滋賀医科大学長）

11月1日に開催し、次の2点について意見交換を行った。

- ① 一般教養の諸問題について
- ② 大学の自己評価について

##### (5) 中国・四国地区（山田島根大学長）

10月29、30日の両日に開催し、大学設置基準の改正に伴う各大学における対応について意見交換を行った。

主な項目は次のとおりである。

- ① 自己点検・評価に関する事項について
- ② カリキュラムのあり方に関する事項について
- ③ その他

## 5. 入試について

### (1) 第2常置委員会(末松委員長)

前回総会以後、8月25日及び10月15日に委員会を開催し、次のとおり審議を行った。

#### ① 「平成4年度国立大学入学者選抜における留意事項(案)」について

この件について資料に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。このあと公立大学協会等と協議し、その了解を得たうえで8月23日付けで各大学長宛送付した。

#### ② 「平成4年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について

この件について資料に基づき説明があり、審議の結果、これを承認し、このあと公立大学協会等と協議し、その了解を得たうえで各大学長宛送付することとした。

#### ③ 推薦入学について

種々の資料に基づいて、その理念、現状の問題点、実施に際して留意すべき諸事項並びに、分離分割方式の前期・後期日程のうち、特色ある入試を行う側の日程の試験との関連等について、検討を行っている。現在のところ、推薦入学は入学者選抜の多様化の観点から、大学・学部の教育目的に沿って、高等学校長から推薦された者について、学力検査を免除し、調査書を主な資料として選抜するものである。これは、分離分割方式で異なった内容・尺度による選抜を前期・後期に分けて行う個人応募型の選抜とは異なる。この推薦は、被推薦者1名について国公立大学には1回と規定されており、この推薦入学制度は、一般の入試の2回の受験機会とは別の特別の入学者選抜と位置けられている。推薦入学にはプラスの面と共にある種のマイナ

スの面があることも指摘されている。入学試験は大学・学部学科の目的にあった優れた学生の受入れを行うことにある。通常の学科目試験に加えて、積極的な勉学の意志や、潜在的能力などの発掘ができるとの観点から、推薦入学を取り入れようとする動きと、その実状に基づいて取りやめた実例もある。推薦入学が本質的に持つある種の不公平感がある一方で、公平感が満たされる一般試験においても、学科目偏重の若年教育への弊害が指摘されている。推薦入学の選抜を効果的且つ円滑に行うためには、時間をかけた高校側との信頼関係の確立、推薦を依頼する内容の充実、そして、追跡調査など重要なことが指摘され、これらの問題点の解明にむけて引き続き検討を行っている。

#### ④ その他

##### 1) 短期大学からの編入促進についての要望書について

この件については、7月23日付けで全国公立短期大学協会から会長に提出された同要望書が披露された。

##### 2) 朝鮮人学校卒業者の大学入学資格について

6月総会で質問のあったこの件については、調査の結果、現時点では我が国の教育制度上、入学資格が認められていないと判断されるのでご報告する。

##### (2) 大学入試センター試験の出願状況等について

大学入試センターの有江所長から、資料に基づき、①平成4年度大学入試センター試験の出願状況、②平成5年度大学入試センター試験を利用する私立大学、③大学情報提供事業について説明があった。



### (3) 入試改善特別委員会（西島委員長）

第88回総会の後、9月20日に委員会を開催し、国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領、実施細目、並びに、平成5年度第2次試験実施上の申し合わせ事項等について審議した。平成5年度の入学者選抜第2次試験は、平成4年度に引続き「連続方式・分離分割方式併存制」により実施することが、第88回総会において承認されていたので、平成4年度に準じて、実施要領、実施細目、実施上の申し合わせ事項のそれぞれについて本委員会としての原案を作成した。その後、この原案を各国立大学長宛に照会し、意見等があれば10月18日までに回報されたい旨依頼した。その結果、3大学から意見・要望が寄せられたので、それを検討した結果、次のとおりとさせていただいた。

寄せられた意見等の第1は、「推薦入学(大学入試センター試験を課す場合)の結果発表日について『2月10日まで』を『2月12日まで』に、また、推薦入学(大学入試センター試験を課す場合も、課さない場合も含む。)合格者の入学手続日について『2月15日まで』を『2月16日まで』に、また、推薦入学合格者・入学手続者を大学入試センターへ通知する期日について『2月17日まで』を『2月18日まで』にそれぞれ変更願いたい。」という意見である。この件については、「2月17日まで」を「2月18日まで」と変更することは、大学入試センターの業務処理上無理と考えられるので、関連の2か所の日程変更についても出来かねる。したがって、原則的な日程は変更しないこととし、試験実施上、特別の事情がある大学は、「実施上の申し合わせ」に基づき第2常置委員会と協議していただくこととした。

第2の意見は、「平成4年度から週40時間勤務

制(完全週休2日制)の実施予定により、土曜日が完全閉庁になることが予想されていることから、前期日程の入学手続締切日3月13日(土)と後期日程の入学手続締切期日3月27日(土)を土曜日以外の日に変更願いたい。」という意見である。この件については、両日の前後に所要の業務処理が組まれているため改定は無理であるが、土曜日の完全閉庁に伴う入試業務については、今後、平成6年度以降の日程を検討する際において、引続き検討していくこととした。

最後の1件は、「平成元年度から連続方式と分離分割方式の併存による受験機会の複数制が実行される一方、平成2年度から大学入試センター試験が実施され、一連の改革が実現されるに至った現況に鑑み、今後はある程度の時間をかけ、なおこの落着き先を見定めることが重要である。」という意見である。この件については、今後、入試制度の検討を行う場合の基本的な考え方に関わるものであるので、本委員会として十分考慮させていただくこととした。

以上の結果、9月20日の委員会において決定した原案どおり10月25日の理事会に付議し、本総会への提出について了承を得た。なお、本案について公立大学協会の了承も得た。

以上の説明について、会長から「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領(案)」、「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施細目(案)」及び「平成5年度第2次試験実施上の申し合わせ事項(案)」について諮り、承認された。

### (4) 各国立大学の平成5年度入試の実施方式・日程について

標記について、配付資料「平成5年度国立大学第2次試験実施日程グループ表」に基づき報

告があったあと、会長から、本件については明日(14日)公表したい旨述べられ、了承された。

## 6. 当面の諸問題について

会長から、一般教養の問題及び大学の自己点検・評価等、大学設置基準の改正に伴う大学の対応について、並びに教育研究環境の改善策について等々ご意見を伺いたい旨述べられ、種々意見交換が行われた。意見の主なものは次のとおりである。

### (一般教養について)

○ 教養教育に関する特別委員会での調査によると、一般教養については、組織の改編の問題とカリキュラムの変更に関する問題の2つがある。来年度の京大と神戸大につづいて教養部を単独で学部で改組することは、余程いい知恵を絞らないかぎり非常に難しいとの感触を得ている。しかも1年に3つずつ改組したとしてもまだ10年ぐらいかかる、イキの長い話になろうかと思う。

### (自己点検・評価について)

○ このことでは、制度を導入する時の教官側の意識をどう変えるかということが、基本的な問題になろう。

○ 定削が更に進み、事務官が減っていったときに事務組織をどうするかということも大学としての点検の問題になろうかと思う。様々な問題について議論するときには教官団についての議論に終始することが多いが、事務組織体をどう考えるかについても少し議論する必要があるのではないか。国際化について考えるとき、事務官の語学力の問題が心配である。語学の学校あるいは学内での教育などが考えられるが、事務官が外国に行けるチャンスを作る必要もあろう。大学の発展のためには、

技官とともに事務組織における研究支援体制の充実・向上も必要と思う。

### (教育研究環境の改善策について)

○ 科研費の増がある、しかし、それは大規模大学にほとんど流れる傾向にある。そこで、中小規模の大学のために、科研費の中の一般研究BとC及び奨励研究Aの枠を全体の伸び率よりも高くするよう働きかけてほしい。

○ 研究費の現在の総額は589億、来年度は大幅に増え、650億を超えることを期待している。さらに先を言うと、政策目標として1,000億を掲げている。そうなったときに配分その他の問題をどうするかについては現在検討を進めている段階である。又、学問の進展に応じて分科・細目を抜本的に改める問題も検討が進められており、ある程度具体案ができつつある。一般研究に対する配分を増やすという問題については、今後大学の研究を振興し、発展させていくという面においてその基盤となる一般研究を重視していく必要があると思う。そういう立場から、今年度についても一般研究BとCを増やしている。今後についてもそういう方向で考えていかなければならないと個人的には思っている。ただ、研究費不足の現状からみてまずは全体的なパイを増やすことが第一であろう。その枠をできるだけ早く広げる一方で審査の問題、あるいは各費目の配分の問題を考えていく必要があると思う。

### (国際交流について)

○ 東南アジアの諸大学と交渉を持っていると、日本では「フルブライト」のような奨学制度を作れないのかとの要望が非常に高い。そういう方面についてももう少し何かアピールできないものか。

- 第5常置委員会でフルブライト・グラントのような形のものを考えていただいたらどうか。検討をよろしく願いたい。
  - ヨーロッパのエラスムス計画で単位互換について議論されているときいている。やがて、日本に対しても欧米から話があるかもしれない。今後単位互換等についてどう考えていけばいいか。
  - ユネスコの委員会で国際間の学位あるいは単位の相互認定についての申し合わせあるいは協定の原案の作成をという話が出たが、そこでの議論では、まだ時期尚早とのことで総会への提案には至らなかった。むしろ大学間交流のネットワークを段々拡げていくことによって、実質的に意義のある学生交流を進めようとの意見のほうが多いように感じた。
- (授業料について)
- 新聞報道でも明らかなように、授業料の値上げが予想される。これに対し、国大協が従来どおりに反対するのは考え直した方がよい

と思う。これまでに大学財政拡大を訴えてきたが、授業料は大学財政に繰込まれるので理論的整合性がないように思う。また、新聞で見ると、私立大と国立大の役割が違うのに私立大の授業料に近づけることだけに議論が集中していることはおかしい。

- ご意見は、従来の趣旨と同じような形での要求はしない、とのことであると理解する。
  - 出生率の減少は大変な社会問題となっている。出産を抑制している原因の一つは教育費がかかりすぎるからである。国立大学まで卒業させようとする、1千7百万から2千万ぐらいかかる。高学歴化、高い教育費が人口減となる。したがって、授業料は少しでも安いほうが社会的にもよい。
  - 授業料値上げについては、極端な考えでなく、一般的に同意しやすいような考えかたで対処してほしい。
- 以上で第1日目の議事を終了した。

## 第89回総会 (第2日)

日 時 平成3年11月14日(木) 10:00~12:00  
場 所 学士会館(神田)210号室  
出席者 各国立大学長

### 1. 当面の諸問題について

有馬会長から、次のように述べられた。

昨日に引き続き当面の諸問題について議論したい。昨日は、大学設置基準の改正に伴う各大学の対応、自己点検、教育研究環境の改善、授業料問題等について意見をいただいたが、引き続き、これらの問題あるいはその他の問題につ

いてご意見を伺いたい。

ついで、主として次のような意見交換が行われた。

(授業料について)

- 授業料値上げに対して、国大協がその抑制のための要望書を出すのは必要なことと考える。

授業料の値上げによる有為な人材の国立大学離れを恐れる。しかし、諸般の事情から値

上げを止められないとしても、高等教育のバックボーンである国立大学の役割に対する基本的な認識を欠いた上での値上げには危惧を感じる。仮に値上げをする場合には、その財源からの醸出は、大学院の充実のために、たとえば、大学院学生に特待生制度を導入し、特待生には授業料免除、できれば生活費の補助等にもあててもらおう。将来の人材育成ということからも、このような制度の創設について提言をしてはどうか。

- 今回限りでなく、今後も授業料の値上げが予想されるとすれば、中断せず要望書を提出すべきである。
- 国大協が国立大学予算の増額を要求することとその財源の一部である授業料の値上げ反対の要望は矛盾しているとは言えない。それは比較するものを誤っている。社会現象とは多様な要因の相互関係を意味しているものであり、一つ二つの要因を短絡的に結びつけることは間違いである。  
授業料は、生涯所得・私的便益と直接比較するだけでなく、社会的便益とも比較すべきであると思う。
- 国立大学の授業料は、私立大学のそれと比較されがちだが、私立大学の財政のメカニズムは戦前と異って授業料を高くする方に働いており、私立大学の授業料の高さに国立大学がひきずられていってはいけないと思う。又、教官は給与の高い私学の方へ流れる傾向がある。これは国立大学の危機につながるので、根本的な財政対策が必要である。
- 国立大学の理念の上から、授業料はどうあるべきか。国大協として授業料の性格をどうとらえるか検討すべきであろう。
- 大学財政の増進と授業料値上げ反対は矛盾

しないという論理は一般には通用しにくいと思う。従って、授業料の値上げに見合うような育英資金の拡大、強化を主張してはどうか。又、学部間格差も検討すべきではないか。

- 大蔵省では受益者負担の原則という考え方に立って授業料の学部間に格差を設けることを考えているようだが、学部間格差を設ければ各学部教育の機会均等をそこない、理工系への入学志願者が減少するおそれもあり、文科、理科のバランスを考える国立大学としては反対すべきと思う。

(臨時学生定員増について)

- 臨時の定員増分は返す約束となっている。これに対処するには、5～7年の長期的なプランで新規要求をしながらカバーしていくことが考えられる。
- 臨時増員に対する今後の取扱いについては、各大学で努力していることであろうが、これを各大学の努力だけでよいか。あるいは、国大協として、たとえば委員会で検討することの必要性等についてご意見を伺いたい。
- 現在、大学院の拡充がいわれているが、学部の充実も重要であり、国立大学は教官及び学生の質を保つとともに量及び分野のバランスを保つことも大切である。国大協としてこれについての基本的な見解を持てば、個々の大学が臨時増員後の措置に対応しやすくなるのではないか。
- 臨時定員増の今後の扱い方については、ガイドラインをつくり示されてはどうか。
- 臨時学生定員の取扱いに関連して留学生の定員化を考えていただきたい。
- 大学審議会の「大学院の量的整備」の答申では、国大協の意見も踏まえ、大学院定員に留学生を算入する必要が盛り込まれる予定で

ある。

(定員削減について)

- 定員削減については、このまま推移すると5年後には第9次の定員削減が行われるのではないかと推測され、大きな不安を抱いている。国大協としては、文部省や総務庁だけでなく、臨時行政改革推進審議会にも働きかける必要があるのではないかと。
- 大学は他の機関・分野とは異なり定員削減の対象にされるべきではない、ということ積極的に訴えてほしい。教育・研究支援体制となっている技官、事務官が削減されることに危惧をいただいている。

(教育・研究予算の増額について)

- 10年間に研究費の倍増を要望しているときいているが、10年間といわず、すぐにでもその実現を要望すべきである。それほど問題は切実である。
- 学術審議会では、21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策を検討しており、学術研究予算は早期に2倍にする方向で議論が進んでいる。

(国立大学のあり方について)

- 新聞報道によると、臨時行政改革推進審議会では、大学を地方に移転することについて議論されているようだが、設置形態の議論がきびしくなると思うので、国大協としても現在の国立大学の設置形態を主張する根拠について議論しておくべき時期にきているのではないかと。

以上の意見交換のあと、会長から、第6常置委員会委員長に対し、国立大学の授業料の理念を明らかにし、その改定に関する要望書を作成するよう依頼があった。

## 2. その他

### (1) 退任学長に対する謝辞について

会長から、次回総会までに退任予定の次の学長に対し謝意が述べられた後、各学長から退任の挨拶があった。

- 野村 稔学長 (東京水産大学)
- 馬場 信雄学長 (宇都宮大学)
- 前川 正学長 (群馬大学)
- 西島 安則学長 (京都大学)
- 内海 博学長 (東京商船大学)
- 前田 文郎学長 (神戸商船大学)
- 東野 修治学長 (弘前大学)
- 津田 禾粒学長 (新潟大学)
- 武田 進学長 (三重大学)
- 河野 重男学長 (お茶の水女子大学)
- 竹内 正幸学長 (埼玉大学)
- 阿南 功一学長 (筑波大学)
- 高安 久雄学長 (山梨医科大学)
- 上原 信博学長 (静岡大学)
- 俵 寿太郎学長 (高知医科大学)
- 糸賀 敬学長 (大分医科大学)
- 篠筈 憲爾学長 (福島大学)

以上をもって第89回総会を終了した。

## 第56回事務連絡会議

日時 平成3年11月15日(金) 10:00~14:15

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター)松本副所長

(文部省)小林人事課長, 草原企画課長, 久保大学課課長補佐

平間事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり有馬会長から概ね次のような挨拶があった。

事務連絡会議開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

秋の定例総会(第89回)は、一昨日及び昨日の午前中開催され、また、昨日の午後は文部省関係者をまじえて学長懇談会が開催された。

総会では、特に、大学設置基準が改正されたことに伴う一般教育の問題をはじめ、自己点検、入学者選抜、大学財政の問題等種々にわたり議論した。

入試関係では、平成5年度の入学者選抜について、平成4年度に準じて実施要領・実施細目・実施上の申し合わせ事項を決定するとともに、今後の入試について、18歳人口の減少等の問題はありますが、現行の併存制をいま暫く続け、これの落ち着き先を見定めてゆくこととした。

また、授業料について、その引上げが学部間格差の導入とともに財政当局で検討されている由仄聞したので、対応を協議し、増額は望ましくないという考え方のもとに、第6常置委員会が要望書を準備することとした。

ところで、国の財政事情は以然として厳しく、また、社会が大学を見る目は厳しい。このことを認識し、国立大学は、自己点検に一層努め、国立大学が果たしている役割を社会各方面から十分理解していただく必要がある。また、生涯学習を通じて地域社会への貢献にも積極的に応

じていくことも大事なことと思う。

なお定員削減計画について、総務庁に対して大学の定員の窮状を説明し配慮を要請したが、このほど、第7次に引続く第8次定員削減方針が決まった。各大学とも事務官や技官などの定員がこれまで以上に窮屈になるが、さまざま工夫され、これを克服していただきたい。

いずれにしても、大学を取りまく状況は厳しいが、国立大学の充実発展のため事務局長をはじめ事務局各位のお力添えを切にお願い申し上げます。

以上のような挨拶があったのち、片山事務局次長より配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

ついで、平間事務局長より、今総会において新たに国大協に加入することとなった奈良先端科学技術大学院大学の木村豊事務局長の紹介があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

### I 総会状況報告

#### 1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第89回総会会務報告」等にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。

##### (1) 要望書の提出について

1) 去る5月29日の理事会及び6月の第88回

総会で承認された「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」については、有馬会長及び第4常置委員会の野村委員長、阪上、小出両委員、並びに平間事務局長が6月7日には文部省へ、ついで6月17日には総務庁へ赴き、同要望書を提出し、格段の配慮を強く要望した。

2) 去る6月の第88回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、6月26日、有馬会長、第4常置委員会の野村委員長、阪上委員及び平間事務局長が人事院、大蔵省、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その実現方を要望した。

3) 去る6月の総会においてその取扱いを一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の政府の対応をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、9月30日に、第4常置委員会の野村委員長、阪上、小出両委員及び平間事務局長が総務庁、大蔵省、文部省に赴き、同要望書を提出し、その早期完全実施を要望した。

4) 来年度予算編成期に当たり、高等教育予算の充実について関係方面に要望する必要があると考え、急遽、要望書(資料15)を作成し、11月1日、大蔵省の事務次官、官房長、主計局長ほか担当官に提出し、配慮を要望した。

## (2) 自由民主党文教関係国会議員との懇談について

国立大学の現況と課題、今後の高等教育・学術研究の発展に向けて、自由な意見交換を行うため、去る10月15日、会長ほか数名の学長が自由民主党の森喜朗文教制度調査会(当時)ほか数名の文教関係国会議員と懇談した。

## (3) 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申し入れにより、去る9月26日、

第4常置委員会の野村委員長及び小出委員が全大教の石井副委員長ほか数名と会い、教務職員問題等について懇談した。

## 2. 議事概要

平間事務局長より、総会における議事概要について、別紙配付資料をもとに次のように説明があった。

### (1) 奈良先端科学技術大学院大学の国大協加入に伴う規則等の改正について

奈良先端科学技術大学院大学の国大協加入に伴う「理事及び監事総会互選要領」等の一部改正について諮られ、承認された。

### (2) 各委員長報告と協議について

前回総会以後の各常置委員会及び特別委員会の審議状況について各委員長より報告があった。それらの報告事項は次のようである。なお、第2常置委員会および入試改善特別委員会の担当する入試関係の問題については、「各委員会報告」と別議題として取扱われ、総会第1日目の午後、協議が行われた。

#### 1) 第1常置委員会

「国立大学のあり方」について審議をすすめ、「資料16」の報告を取りまとめた。また、第6常置委員会との合同会議を開催し、第6常置委員会国立大学財政基盤調査研究委員会における国立大学財政に関する「調査報告書」の取りまとめに関わり、国立大学のあり方及び財政について意見交換した。

#### 2) 第3常置委員会

①就職協定問題、②保健管理センターの諸問題等について審議した。

#### 3) 第4常置委員会

①定員削減、人事院勧告、待遇改善に関する「要望書」、②教務職員問題等について審議した。

#### 4) 第5常置委員会

平成3年度外国大学長招致計画及び「アジア太平洋地域の高等協育協力会議」への対応について審議した。

#### 5) 第6常置委員会

国立大学財政基盤調査研究委員会の調査報告書の構成・内容等について審議した。

#### 6) 学術情報特別委員会

複写に関する著作権の問題及び学術情報システム整備状況について審議した。

#### 7) 医学教育に関する特別委員会

医学・歯学系大学院問題のアンケート結果報告書を作成した。

#### 8) 教養教育に関する特別委員会

「教養教育に関する承合事項」を依頼し、その回答を取りまとめた。また、委員会の名称を「教養課程」から「教養教育」に改めた。

#### 9) 教員養成制度特別委員会

「大学における教員養成—教員養成の現状と将来—」のとりまとめを行っている。

#### 10) 大学院問題特別委員会

①大学審議会大学院部会における「審議の概要—大学院の量的整備について—」、②学位記の専攻分野の表記について、③「国立大学大学院の役割と今後のあり方」の調査方針、等を審議した。

#### 11) 生涯学習特別委員会

生涯学習について、本委員会の取り組むべき重点事項を絞るため、意見交換を続けている。

#### (3) 各地区国立大学長会議の状況報告

前総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議における審議等の模様について、各地区世話大学長よりそれぞれ報告があった。

#### (4) 入試について

初めに、末松第2常置委員会委員長より、①

「平成4年度国立大学入学者選抜における留意事項」について、②「平成4年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について、③推薦入学の審議状況等について説明があった。

ついで、大学入試センター有江所長より、平成4年度大学入試センター試験出願状況等について説明があったのち、西島入試改善特別委員会委員長より、「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領・実施細目、申し合わせ事項」(案)について説明があった。

以上の説明があったのち、会長から、「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領・実施細目・申し合わせ事項」(案)についてご承認願いたい旨諮られた結果、異議なくこれが承認された。

次に、会長から、各大学の平成5年度実施方式・日程について、各大学からの報告にもとづく11月14日現在の集計状況が報告された。

#### (5) 当面する諸問題について

総会第1日目午後及び第2日目午前中、当面する諸問題に関し、大学設置基準の改正に伴う一般教育及び自己点検・自己評価等に対する対応、教育研究環境の改善策のほか、国際交流、授業料問題、18歳人口減少に伴う今後の収容定員、学部の質的充実並びに大学院の量的拡充、等について意見交換が行われた。

以上で総会の議事を終了し、第2日目の午後1時30分から4時までで文部省幹部を交えての学長懇談会が開催された。

学長懇談会では、初めに松田文部政務次官の挨拶があり、続いて前畑高等教育局長、長谷川学術国際局長、及び内田生涯学習局長より、所管事項について説明があったのち、大学の当面する諸問題について種々意見交換が行われた。



以上で第89回総会の全日程を終え、ついで、午後4時30分から会長、両副会長、及び第6常置委員会委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって、平間事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

## II 大学入試センター連絡事項

松本大学入試センター副所長より、次の事項について配付資料に基づき説明があった。

(1) 平成4年度大学入試センター試験の出願状況〔資料1〕

① 出願者数は約47万1,100人(昨年に比べて約1万6,200人増加)で、共通第1次学力試験も含めて過去最高となった。

② 現役志願率は前年度より1.0%伸びて16.5%となり、共通第1次学力試験発足時に近い高い数字になった。

③ 出願増加率が女子の方が男子より高く、出願者全体に占める割合が30.6%と、初めて3割を越えた。

(2) 平成5年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する私立大学について〔資料2〕

新たに私立4大学から、平成5年度より大学入試センター試験を利用する旨予告があった。これで、平成5年度大学入試センター試験を利用する私立大学は、36大学、52学部となるが、最終的にはさらに増加する見通しである。

(3) 大学情報提供事業について

① 大学ガイダンスセミナーの開催

8月(岡山市)、11月東海地区(静岡市)、11月九州沖縄地区(長崎市)

② 大学入学広報セミナーの開催

9月西日本地区(大阪市)

③ 大学進学情報サービス室の設置

大学進学情報サービス室を今年度から逐次各ブロック、各大学に配置。今年度は来る11月28日に大分大学内にオープン。

## III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、概ね以下のよう  
な説明があった。

小林人事課長

○ 第8次定員削減について

平成3年度をもって完了する国家公務員の第7次定員削減に引続き、平成4年度より第8次定員削減が実施されることになった。

このことは10月25日の理事会にもお話ししたが、その内容は、平成3年度末国家公務員定員総数の4.52%を平成4年度以降5年間で削減しようというものである。このうち、文部省全体の削減目標数は4,161人であり、その中の国立学校特別会計については、4,093人、率にして3.04%である。

この定員削減計画の閣議決定に先立ち、文部省は、国大協の幹部とも連絡をとりながら、大学の教育・研究の重要性、特殊性を訴え、特に、教官及び看護婦等を削減の対象から除外すること、その他の教育研究支援職員についてもできるかぎり削減負担を軽減してほしい旨鋭意総務庁と折衝した。その結果、最終的には、前述した削減数が決定されたが、国立学校特別会計については、第7次と比べて347人、率にして0.29%の減となった。なお、教官及び看護婦等の削減率は第7次の0.5%から0.4%に抑えられた。

以上が第8次定員削減計画の概要である。この削減計画にもとづきすでに各大学に削減数を内報したが、この具体的実施に当っては、混乱のないよう各大学の意見をきいて出来るだけ配

慮する所存である。

ただ、厳しい定員事情にあるので、従来からお願いしていることであるが、大学における事務・事業の見直し及び民間委託の推進、効率的な業務の遂行等には一層努めていただくとともに、今回の定員削減計画の実施についてご協力をお願いしたい。

#### 草原企画課長

#### ○ 大学の活性化について

最近、国立大学の危機ということが各方面で言われていて、マスコミや政党、経済団体などから相次ぎ問題点の指摘や改革への提言等がなされている。

一方、第3次行革審（臨時行政改革推進審議会）は、今年6月に「行政改革の推進状況に関する意見」を取りまとめ、さらに、7月には、「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第1次答申」を取りまとめているが、国立大学の今後の改革課題について、前述の「行政改革の推進状況に関する意見」の中で、

- ・ 18歳人口の動向等を踏まえて将来ビジョンを策定して、大学・学部・学科の転換・再編等を推進し、これにより大学院の充実を図るなど国立大学の教育研究を活性化する必要がある
- ・ 国立大学の組織・運営の在り方について、設置形悲の見直しを含め検討を推進していく必要がある

ことなどが提言されている。

文部省としては、大学の組織・運営の活性化については、大学審議会としても重要な検討事項であると認識しており、昭和62年10月、文部大臣から大学審議会に対し、①教育研究の高度化、②高等教育の個性化、多様化、とともに③

組織・運営の活性化、について諮問した。このうち、①及び②については既に答申をいただいているが、組織・運営の活性化に関しては、大学設置基準に関わる答申において、「自己評価システム」の導入が盛り込まれたほかは、本格的な論議はまだ行われていなかった。その後、去る7月からこの件について審議会で議論を重ね、その論議を踏まえて、このほど、新たに学術情報センターの猪瀬所長を部会長に「組織・運営部会」が設けられた。一昨日、その第1回目の会議が開催されたが、同部会では、今後、教員人事のあり方、助手も含めた教員組織の問題、教員の採用、任期制の問題、大学の運営の問題、等について順次検討される予定である。なお、大学の組織・運営の問題については、国・公・私立各大学それぞれ異なった問題があるので、国立大学については別に協力者会議を設けて協議し、大学審議会ではそれと連絡を保ちながら国公私を通じた問題を審議していくことになっている。

なお、このほか、大学審議会大学院部会では、本年5月に、「大学院の整備充実」について答申を取りまとめたが、その際、引き続き検討することとしていた大学院の「量的整備」について、その後、7月に「審議の概要」としてこれを取りまとめて審議会総会に提出報告するとともに関係団体の意見を聞いてさらに審議をすすめ、去る11月1日に「大学院部会報告—大学院の量的整備について—」を取りまとめた。

この「報告」は、大学院の量的整備について、平成12年度時点におけるわが国の国公立大学を合わせた大学院学生数は社会人の学生及び留学生を含め、現在（平成3年度約99,000人）の2倍程度の規模に拡大する必要があるが、規模を拡大するにあたっては、学問分野によって需

要の度合いも異なるので、一律にすべきではない、とし、また、今後急速に拡大すると予想される社会人のリカレント教育に対する需要に応えるため、①科目等履修生制度の導入、②長期在学コースの設定、③教育研究指導の場の弾力的な設定（大学院が本校の所在地以外の地域に教育研究指導の場を用意し授業や研究指導の一部をそこで行う）、などを提言している。

以上、臨時行政改革推進審議会及び大学審議会の審議状況等についてご説明した。大学を取りまく状況は厳しいが、その中でも文部省は知恵を出して国立大学の改善充実のため努力するので、各大学でもその充実・発展にご尽力願いたい。

#### 久保大学課課長補佐

#### ○ 大学設置基準の改正に関わる問題について ・大学の自己点検・自己評価について

大学の自己評価等に関する努力義務が規定化されたことに伴い、多くの大学で自己点検・自己評価について具体的検討をすすめられていることと思われるが、自己評価の実施方法については、大学審議会の答申（「大学教育の改善について」（平成3年2月8日））に述べられているように、差し当っては、現在行われている教育研究活動の業績を報告・点検することから始めるとしても、将来的には評価を実施していただきたい。また、自己点検・自己評価の内容を社会一般の人にも分かるようにしていただきたい。なお、教育面の評価も考え、指導方法の工夫に目を向けていただきたい。

#### ・一般教育の見直しについて

一般教育の見直しを検討されている大学も多いと思うが、その検討にあたっては、4年一貫した一般教育と専門教育との関連に十分配慮していただくようお願いしたい。

なお、一般教育と専門教育との授業科目区分が廃止されたことと関連して、従来、大学2年次修了段階で得られることになっていた司法試験受験等の基礎資格が、現在より不利な取扱いになることのないよう、目下、関係機関と折衝中である。

#### ○ 大学における週40時間勤務制等について

週40時間勤務制及び完全土曜閉庁については、国立大学教職員についても他の国家公務員と足並みを揃えて実施することになっている。ただし、土曜日に授業を行う学部等、あるいは教育研究上必要がある部局・部門については、各機関の長の判断で開庁とすることができるようにしたい。なお、実施方法等の詳細については、引き続き検討したい。

#### ○ 学校安全について

先般、大阪大学基礎工学部で実験中爆発事故が起きたが、今後は再びこのような事故を起こすことのないよう、各大学とも危険物の管理、実験・実習時の安全確保には十分注意を払い、万全を期していただくようお願いしたい。

#### ○ 同和問題について

配付の同和教育関係の資料を各大学で活用いただきたい。なお、問題が発生した際は速やかに大学課までご連絡をお願いしたい。

以上をもって、本日の会議を終了した。

## 第2 常置委員会

日時 平成3年10月15日(火) 13:30~16:00

場所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 末松委員長

荒川, 藤井, 福士, 伊藤, 吉田, 太田, 宮地, 武田, 潮木, 巽, 上寺, 坂田,  
田中, 入野, 福西各委員

松井, 金子, 猪岡各専門委員

(大学入試センター) 松本副所長, 都賀管理部長

(文部省) 今野大学入試室長, 玉上企画係長

末松委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 議題の関係で東京大学の石井入試課課長補佐に出席願った旨述べられた。

〔議事〕

### 1. 「平成4年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について

初めに委員長より, 「追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領」の平成4年度の原案が作成されたので, ご審議いただきたい旨述べられた。

ついで, 委員長の要請で, 原案作成にかかわった東京大学の今村入試課長に代って同大学石井入試課課長補佐より, 前年度と変更した点は日付及び曜日のみで, 基本的には全く変更はない旨述べられたのち, 配付資料「平成4年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」にもとづき要点の説明があった。

以上の説明ののち, 同案について審議が行われた結果, これを異議なく了承するとともに, これについて公立大学協会と協議し, その了承を得たうえ各大学長宛送付することとした。

### 2. 「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領(案)」等の平成4年度との相違点について

委員長の要請で, 先に入試改善特別委員会が取りまとめた「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領」等の原案の平成4年度との相違点について, 松井専門委員(入試改善特別委員会委員)より, 配付資料にもとづき説明があった。

ついで, 第2次試験実施日程に関する問題点並びに第2常置委員会と入試改善特別委員会との役割分担について意見がかわされた。

### 3. 推薦入学について

このことについて, 委員長から次のように述べられた。

推薦入学について引続き検討し, 現状の問題点等とともに基本的理念についても明確にした。なお, 推薦入学の理念等について, 検討のたたき台として素案を用意したので, 初めに, これについてご意見をお伺いしたい。

ついで, 松井専門委員から, 配付資料「推薦入学について」(案)について説明があったのち, 同案をもとに概ね次のような意見交換があった。

○ 推薦入学について, 「出身学校長の推薦に基

- づき、学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する方法」と記されている文部省の「大学入学者選抜実施要項」と関わり、「推薦入学Ⅱ」（大学入試センター試験を課す）はどのように解せばよいか。
- 「推薦入学Ⅱ」も「推薦入学Ⅰ」と同様、調査書を主に判定することには変らないが、「推薦入学Ⅱ」は、大学入試センター試験を調査書の基準化に利用し判定するものである。
  - 「推薦入学Ⅱ」を実施する大学・学部では、大学入試センター試験の成績をどのように利用されているのであろうか。これについて、一度実情調査をしてみる必要はないか。
  - 案文に書かれている推薦入学の趣旨については大体異議はないが、推薦は高校が行うものの推薦入学の選考は各大学・学部が主体的に行うという理念を鮮明にしたい。
  - わが国の大学入学者選抜は学力試験に偏重し過ぎるように思う。むしろ、推薦入学が拡大されるべきであり、将来的には学力試験を廃して推薦入学によって入学者を選考するようになるのが望ましいと思っている。
  - 推薦入学をより重視し、学力試験を軽視する方向には反対である。
  - 社会的に学歴主義がなくなれないかぎり、学力試験で入学者を選抜せざるを得ない面もある。
  - 推薦入学は、大学と高校間の信頼ということが最も大事なことであり、大学が高校を信頼する姿勢は結構であるが、同時に、長期の追跡調査によって信頼関係を着実に育てていくことも必要と思う。
  - 米国などの大学では長期間かけて推薦入学者を選考している事例があるが、これはわが国の大学としても参考にした方がよい。
  - 推薦入学は、公平性の点で学力試験に比べてやや問題があるので、その枠はあまり拡大すべきでないと考える。
  - 高校からの推薦は、国公立大学を通じて一大学にかぎるとすることについて論理の通った文章にまとめた。
  - 推薦入学に合格しても、入学を辞退して私立大学に入学してしまう例がみられる。こうしたことが続くと高校への信頼感が損われる。
  - 国立大学でもダブル推薦合格によるトラブルが時に起きる。
  - 学内で、分離分割入試の導入について検討した際、学科試験を課す推薦入学と分離分割入試の“特色型”試験とに実質的差異がないならば、推薦入学をもって“特色型”に代えることはできないかという議論もあった。
  - 推薦入学は、「高校長の推薦にもとづき、調査書を主な資料として判定」するのに対し、分離分割入試の“特色型”試験は、「個人として応募し、大学入試センター試験と特色を持たした第2次試験とを総合して選抜」するのであり、両者の理念は基本的に異なるものである。
  - 分離分割入試は受験機会の複数化ということが大きなファクターであったが、推薦入学は複数化とは異なる目的を持つ。そこにはっきりした違いがあるのではないか。
  - 分離分割入試を導入した狙いは、受験機会の複数化とともに選抜尺度の多様化ということにあったと理解している。選抜尺度の多様化の面からみると、推薦入学を“特色型”試験の一つに入るとする見方もあり得る。しかし、問題は、推薦入学について、同じ推薦入学といっても、各大学・学部で調査書の扱い

に大きな違いがあり、“特色型”試験との境界を曖昧にしていることである。

- 結果的に推薦入学と“特色型”試験とがあまり変わらない試験をすることはあり得よう。しかし、それらの募集定員については、別々に設定し、募集要項等に明記しなければならない。募集定員を厳しく縛られると、特に推薦入学についてはやり難くなる面がある。
- 平成4年度から推薦入学等の募集定員についても募集要項等に明記することになったが、その趣旨は、推薦入学の募集数を明らかにしないままに推薦入学で全募集定員の相当数を確保して一般入試の門戸を狭めることにならないようにすることにある。
- 第2次試験について、従来、分割なき分離は認められていない。分離分割入試について、募集単位が小さいが故に分割が不可能な場合の取扱いについても今後検討する必要があるのではないか。

以上のほか、大学入試センター試験のレベルの異なる試験問題の複数出題、等について意見交換が行われたのち、委員長より次のように述べられた。

本日は、推薦入学の理念等に関するほか推薦入学に関わる問題について種々貴重なご意見が伺えた。これまでにいただいたご意見を次回までに整理し、引き続き検討することにした。

#### 4. その他

(1) 大学入試センターの松本副所長から、大学入試センター試験等に関する以下の事項について、配付資料をもとに説明があった。

- ① 平成4年度大学入試センター試験出願状況（平成3年10月14日17時現在）
- ② 高等学校学習指導要領の改訂に伴う各種委員会等の任務スケジュール案
- ③ HEARTニュース（創刊号，No.2）
- ④ 平成3年度大学ガイダンスセミナー（東海地区—平成3年11月11日，九州・沖縄地区—平成3年11月29日）

(2) 潮木委員から、公務多忙の理由をもって委員を辞任したい旨申出があり、これを了承した。

以上をもって本日の議事を終了し、次回は平成4年1月20日(月)午後13時30分から開催することとした。

### 第3常置委員会

日時 平成3年10月23日(水) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 篠筒委員長

小野寺，内海，松野，岩佐，後藤，山田，迎，光永各委員

小路，木村，佐藤各専門委員

(文部省)西学生課課長補佐

篠筒委員長主宰のもとに開会。

委員長から新たに委員になられた小野寺和夫図書館情報大学長および本日出席の文部省の西学生課課長補佐の紹介があった。

次いで、前回本委員会（平成3.9.6）での審議内容の確認および来る11月総会での委員長報告の内容について説明があって、本日の議事に入った。

## 〔議 事〕

### 1. 就職協定問題について

委員長から概ね次のように述べられた。

日経連から提示されている「就職協定の見直しについて(案)」に対して、本委員会としてもある程度の考え方をまとめておく必要があるのご審議願いたい、まず佐藤専門委員から前回本委員会以降の協定問題の展開について報告を願いたい旨要請があり、同専門委員から概ね次のような説明があった。

(1) 9月18日、西原私立大学団体連合会会長が私的な立場ということではあるが、協定の存続について意見を新聞発表している。その主旨は、もし協定が廃止になれば企業の採用活動がとめどもなく前倒しとなり、大学および社会に対していろいろな問題が起こるとし、①大学教育の軽視、偏差値の高い大学が有利になる、②内定と実際の入社時期が乖離し内定取消のおそれが生ずる、③大学の学事日程に悪影響を及ぼす、の3点を指摘し、現行協定に問題があるとしても、直ちに廃止に結びつけることは止めてほしいということであった。

(2) 9月26日、就職協定協議会特別委員会(以下「特別委員会」という。)を開く予定であったが、日経連側の企業間で協定(案)に対する考え方がまだまとまっていないということで中止になっている。

(3) 10月3日、全国8地区の担当学生部長と本委員会専門委員で構成する国立大学就職問題連絡協議会が開催された。そこで出た主な意見は、①現在の協定は完全には守られていないものの、一定の歯止めの効果を果しているので存続されたい、②理工系学生の就職は教官のコネによって行われているといわれているが、その

ような動きは排除しようとしている、③各企業ごとに就職解禁日が異なれば、青田買いがますますひどくなり、大学によって情報格差が生ずる、④今後学生数が少なくなる時代を迎え、就職問題をどのような観点でとらえていくかが、今後の課題である、等であった。

同日、国立大学学生部長会議が開かれ、就職問題も議題にされ、さまざまな意見が交されたが、その中に、大学教育4年の前段階で企業が採用活動を始めるということは、企業側が大学教育をあまり評価していない証拠であるので、この際大学教育の充実に努力すべきである、との意見もあった。

(4) 10月22日、特別委員会が開かれ、「就職協定の見直しについて(案)」(配付資料)(以下「見直し案」という)が日経連側から大学側に提示された。会議の冒頭に浜田立教大学長から、見直し案が大学側に示される以前に、報道関係に流れたことは相互の信頼関係上遺憾である旨の発言があり、これに対して、小川専務理事から陳謝の意が表された。

次いで同専務理事から、見直し案について概ね次のような説明があった。

最近、企業の採用活動について内外から批判があり、これに応じて企業側が透明なシステム作りに努力しなければならない時期に当たっている。そこで、タテマエとホンネの乖離がありすぎて守れない現在の協定のような約束はしたくない、ということ的前提に企業側で検討を重ねた結果まとめたのが、この見直し案である。その内容は①「採用選考開始」—8月1日前後を目標にして企業の自主決定とする。②「採用内定開始」—10月1日、③厳守事項—4項目、からなっており、「採用選考開始」の意味は、「入社試験開始」と同じである。

以上のような説明であったが、入社試験以前の採用活動すなわちOB・OGリクルーター、会社訪問、企業説明会などについては日経連は一切触れていない。

この見直し案は、大学側は各組織へ持ち帰り、10月26日の就職問題懇談会で大学・短大・高専側の対応をとりまとめ、10月28日の特別委員会で大学側の考え方を日経連側に示すことになる。

ついで、西学生課長補佐から、経済同友会の協定廃止論から「小川私案」を経て日経連(案)に至るまでの経緯について説明があり、この見直し案の基本部分は、企業側で相当練り上げた結果であることを理解した上話し合わなければいけないと思う旨、付言があった。

以上の説明のあと、主として次のような意見の交換があった。

- 見直し案の採用選考開始は入社試験開始と同義語だということであるが、入社試験の前に会社訪問やOB・OGリクルーターの活動などが自由にできるようになると8月1日前後という意味がなくなるし、また日経連がこの点に触れていないということにも問題がある。
- 「8月1日前後を目標として」の「前後」は曖昧になるから、削れないものか。特に私

立大学では7月下旬まで講義があり、企業側が学事日程を尊重すると言っているからには、8月1日を目標でよいのではないか。

- 入社試験前の採用活動の開始日を、例えば7月1日とすれば、学事日程の尊重ということにはならないので止めてほしい。特に近い将来土曜閉庁ともなると、授業計画上今までの3年次の分を4年次に喰い込ませる必要があるので、このあたりの事も考えていただきたい。

以上の意見交換のあと、委員長から次のように述べられ、了承された。

日経連の見直し案の採用選考開始8月1日前後の「前後」を外すとか、野放しが懸念されるOB・OGリクルーターの就職活動、会社訪問、企業説明会などの開始時期については見直し案では触れていないので、可能な限り8月1日の線で規制する方向で存続させることに意味があるという観点に立って来る10月26日の就職問題懇談会に臨みたい。そこで、私大側と連絡調整し、大学側の意見をまとめることにする。ただ、これはあくまで短期的な当面の対応であり、長期的には、抜本的な改正を考えなければならないこともあろう。

以上をもって本日の議事を終了した。



### 第3 常置委員会

日時 平成3年12月5日(木) 13:30~14:10

場所 国立大学協会会議室

出席者 篠筒委員長

小野寺, 山本, 内海, 松野, 岩佐, 佐々木, 吉田, 山田, 村田, 迎, 光永各委員

小路, 木村, 佐藤各専門委員

(文部省)井上学生課長

篠筒委員長主宰のもとに開会。

委員長から新しく委員(教員)になられた村田晃佐賀大学教授および本日出席の文部省の井上学生課長の紹介があった。

[議事]

#### 1. 就職協定問題について

委員長から概ね次のように述べられた。

平成4年度就職協定は、去る12月2日の就職協定協議会世話人会で、平成4年度就職協定及び就職協定協議会申し合わせ事項(配付資料)のように、大学側と企業側で最終結着した。

その中には、本委員会でも主張されたいくつかの論点が「就職協定」の3.運用上の順守事項の各項に盛り込まれている。

また、永野日経連会長が記者会見の席上で、会社訪問には採用選考にかかわる訪問と、かわらない訪問の2種類あるが、後者についてはフリーであるとの主旨の発言があり、これに対して大学側の浜田立教大学長が、採用にかかわる会社訪問と、かわらない訪問は区別せず論じてきているので、納得し難い旨の発言があった。大学側と企業側で解釈上若干の齟齬があったものの、「申し合わせ事項」1項のように、大学側も企業側も就職活動が早期化しないように徹底する、ということとし、妥協した。

以上の説明のあと、次のような質疑応答があった。

- 申し合せ事項2.で、「……自治体等の主催する……」とあるが、この等の中には企業も含まれているのか。
- この等は、就職協定に参加していない企業という意味である。
- 協定の3.の5)の、リクルーターの意味はどうか。
- 会社から派遣されたリクルーターということである。
- 申し合せ事項の1.で、「……協定が早期化しないよう徹底する」とあるが、今後大学側としてはどのように対応するのか。
- 企業側から、大学側も学生に対する協定順守について、何らかの対応策を考えてもらいたいとの要求があるので、実行できる具体案を考える必要があろう。
- 申し合わせ事項の2.で、「……協力を呼びかける」とあるが、誰が呼びかけるのか。
- 就職協定協議会特別委員会メンバーが呼びかけることになる。
- 協定の3.の6)で、「……求人票公示日は」とあるが、郵送は何時でもよいのか。
- 求人事務の取扱いは別に定めることになる。

なお、佐藤専門委員から、この協定の運用解

釈等については、今後、月1回程度特別委員会を開き、大学側と企業側間で意見のすり合わせを行うことになっている旨補足説明があった。

次いで委員長から、この協定を仔細に検討すると、問題点はいくらかもあるものの、罰則のない紳士協定であるので、今回は存続させることに意義があるとの観点から、了承願いたい旨の発言があった。

## 2. 委員長の選出について

篠笥委員長（福島大学長）は、来る2月15日で学長任期が満了になるので、次期委員長の選出について協議した結果、佐々木慎一委員（豊橋技術科学大学長）が委員長に選出された。

## 3. その他

委員長から保健管理センターの問題について

次のように述べられた。

国立大学保健管理施設協議会が保健管理センターの充実・改善について要望している基本線は、健康教育又は健康科学教育をカリキュラムに、はっきりと取り込んでもらい、保健管理センターの教官は評議会等の大学管理機関と密着できるような体制にしてもらいたいということであるが、本委員会としては、各大学の実情に即した努力をされたい旨の見解を平成元年5月11日にまとめており、協議会側と考え方にギャップがあるのが現在の段階である。また、文部省は、保健管理センター未設置大学の解消が先決であるとの姿勢であるので、これらの状況を踏まえ、今後同センターの充実・改善問題に対応願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 第4常置委員会

日時 平成3年10月16日(水) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 野村委員長

南部、関、阪上、津田、小出、大谷、山崎、上原、前田、小野、林、森野各委員

熊澤、中篠、黒崎各専門委員

(文部省) 渡辺人事課給与班主査

---

野村委員長主宰のもとに開会。

委員長から、本日出席の文部省の渡辺人事課給与班主査の紹介があり、ついで前回(9月26日)の本委員会で審議された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」は、去る9月30日に阪上、小出両委員及び平間事務局長と同道のうえ、文部大臣、大蔵大臣、総務庁長官および関係各担当官へ提出し、完全実施方を要望した旨報告があった。

〔議事〕

### 1. 教務職員問題について

はじめに、委員長から概ね次のように述べられた。

この問題については、小出、阪上、上原各委員と熊澤、黒崎各専門委員で構成するワーキング・グループが検討を重ねた結果、「教務職員問題に関する検討結果報告(案)」(配付資料)をま

とめられたので、ワーキング・グループの代表者小出委員から説明をお願いしたい。

ついで、小出委員から報告(案)の以下の各項目及び参考資料について説明があった。

- 1) 職及び職務内容
- 2) 資格基準
- 3) 適用俸給表及び職務の級
- 4) 初任給
- 5) 俸給制度曲線
- 6) 在職者の現状
- 7) 検討結果
- 8) まとめ

(資料1) 俸給制度曲線

(資料2) 教務職員の職務内容等の実態

(資料3) 教務職員問題をめぐる諸情勢

ついで、本報告について種々意見交換があったのち、委員長からつぎのように述べられ、了承した。

この報告書を各大学に示すにあたっては、国大協は各大学に指示する立場にないこと、従って、各大学の実情に即して、本報告書を参考の

うえ教務職員問題に対応されるよう申し添えることにしたい。

なお、次回理事会、総会に報告することにした。

## 2. 委員長の選出について

野村委員長は、来る11月16日で学長任期満了によって退官されるので、次期委員長の選出が諮られ、投票の結果、阪上信次委員(東京農工大学長)が選出された。

## 3. その他

(1) 南部悟委員(教員)が本年度末で定年退官されることに伴い後任委員(教員)として、保原喜志夫北海道大学教授(法学部)の推薦を了承した。

(2) 本年度中に学長任期満了および停年で退官される野村稔委員長(東京水産大学長)、関四郎委員(東京学芸大学長)、津田禾粒委員(新潟大学長)、南部悟委員(北海道大学教授)から、それぞれ挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第5常置委員会

日時 平成3年10月24日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 角田委員長

谷本, 原, 山澤, 佐野, 川島, 今堀, 安藤, 砂川各委員

(文部省) 山本教育文化交流室長, 鈴木同専門職員

角田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 本日出席の文部省の山本教育文化交流室長及び鈴木専門職員の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

### 1. 韓国大学長招致日程及びシンポジウムについて

韓国大学長招致に関して, 山本室長より配付資料「平成3年度学者・専門家招致事業による韓国大学長招致について」に基づき, 来日学長, 来日時期等の説明があった。なお, 招致大学長及び招致時期は次の通りである。

慶北大学 校長; 金益東 (専門分野: 医学)

忠南大学 校長; 呉徳均 (専門分野: 経済学)

釜山水産大学 校長; 柳晟奎 (専門分野: 理学)

(招致時期)

平成4年1月22日~1月31日

続いて委員長より, 配付資料「韓国大学学長団招致日程(案)」, 「シンポジウム開催計画(案)」及び「シンポジウム・プログラム」に基づき, 招致日程, シンポジウムの議題及びその趣旨, パネラーやシンポジウム案内者の詳細な説明があった。

なお, シンポジウムの日時, 場所等は以下の通りである。

日時: 平成4年1月30日(木)午後1時~5時

場所: 経団連会館(東京・大手町)

議題: 日韓間の学術・研究者・留学生交流について

これに関し, 特に異議なく了承されて, 今後はこれにより準備を進めることとした。

### 2. オーストラリア副学長会議主催「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」出席の報告

はじめに, 委員長より次のような報告があった。

前回委員会で, 標記国際会議の出席を兼ねてのオーストラリア訪問の人選については会長と相談の上派遣を決定することをご了承いただいたが, 最終的には塩野谷副会長(一橋大学長), 山澤委員と私の3名がAVCCの招きに応じ, 9月10日~22日に亘り訪豪した。なお, 国際会議は, 9月17日~9月19日にキャンベラにおいて開催された。

次に, 委員長より配付資料「オーストラリア諸大学視察報告」に基づき, 同国の11大学を訪問し, 近隣の大学長を含め15名の大学長その他関係教官等と親しく懇談し, 大学事情・国際交流の状況に関し, 情報・意見の交換を行った旨の報告の他, 今回の訪豪に関する感想も述べられた。

続いて, 山澤委員より配付資料「アジア太平洋地域高等教育協力会議参加報告」に基づき,

アジア太平洋地域の大学間の学術交流の現状と促進協力について情報と意見の交換及び協力組織の結成等について討議がなされた旨の報告があった。

なお、会議で討議された事柄は、概ね以下の通りである。

第1日目の会議では、アジア太平洋地域の大学間交流促進については参加者全員の賛成を得て、その方向に向けての具体的活動として、(1)各国での大学ディレクトリーの作成、(2)情報収集機能の整備、(3)予算措置の必要、(4)各国の大学連合を包摂するような国際組織のあり方等が議論された。

第2日目は、ヨーロッパ共同体が実施中のエラスムス計画の説明があった後、地域内の交流を阻害する諸要因〔(1)学年歴の相違、(2)単位互換、学位尊重の不整備、(3)大学で獲得した諸資格の尊重の不徹底、(4)入国管理上の制約、(5)学生・研究者の交流への財政支援の不足、(6)言語能力の不足、(7)大学間情報通信網の不備〕について現状報告があり、改善策が討議された。また、1992年4月8日～10日に韓国のソウルで第2回会議を開催することが決定され、次回会議開催に向け、アジア太平洋地域の交流の現状と問題点に関するポジション・ペーパーを作成することとし、その作成にあたるワーキング・パーティ(ASA IHL, 豪, 日, 韓)の設置を決め、その会合を12月3日～5日にタイのバンコクで開催することとなった。

以上の報告に関し、概ね次のような意見交換があった。

○ 現在、オーストラリア国立大学の日本研究科は連邦政府の委託を受けて、今度新たに4年制のプログラムを設けて、日本の国私立大

学十数校と学部留学生派遣の相互受け入れを働きかけている。原則として学部3年生を1年間相互に受け入れるが、語学の補習、専門科目教育、宿舍確保、授業料免除を一括して大学間で取り決めて、留学に伴う学生の負担を最小限に止めようとするものである。

オーストラリアの大学は、ダブル・メジャーと言って、学生は1年次より例えば日本語と法律、日本語と経営等、二つの専門を持っており、日本語の履習者は日本での教育にも対応し得るものと考ええる。

なお、オーストラリアは、これをモデルにして、他の大学にも拡大することを望んでいる。アジア太平洋地域に真の相互通行の大学間交流を実現する道はまだ遠いが、日豪間でまずこれを実現することができれば、その第一歩となると考える。

○ オーストラリアにおける日本語教育は非常に進んでおり、先程説明のあったように、日本語の講座の受講者は一つの大学で数百名いる。また、日本語を履習した学生が教師となり、中学や高等学校で日本語を教えるケースも増え、今年度は約6万2千名の生徒が日本語を学んでいるとのことであった。今後、中学や高等学校で日本語教育を受けた者が大学に進学し、日本に留学するようになれば、更に日本側の日本語教育の負担も軽減され、学生の相互交流も比較的容易に実施できる環境が出来るであろう。

○ 今まで日豪間の大学間交流の実績が乏しく、お互いに先方の大学の状況が把握できていなかったが、今後学生の相互交流が実現されれば正確な大学情報も入ってこようし、またそれを契機に大学のスタッフレベルの交流も増加してこよう。

- オーストラリアでは工学部と経営学部の2つの実学系の学部を柱にしている大学が多いとのことだが、それらの大学は総合大学なのであろうか。
- 例えば、全大学が医学部設置をしておらず、完全な形での総合大学はそう多くはないと思う。ただ、学生を集めやすい経営学部や工学部はどの大学も設置している。その他、芸術系の学部や文化財保存科学部等を設置している大学もある。
- オーストラリアにおける博士課程はどうなっているか。
- 学部は3年で卒業し、その後修士課程に進学すると1年で修士号を取得できる。さらに、博士課程に進学すると3年か4年で学位号を取得できると聞いている。なお、ほとんどの大学は博士課程を有している。
- 先程の学生の相互交流の件だが、金銭的には授業料免除と宿舎の確保で便宜を図る程度で、航空費や生活費はすべて自己負担となるのであろうか。
- 生活費や航空費は自己負担であるので、どの学生でも留学できるわけでない。オーストラリア側もそのことに関連して、日本語・日本文化研修留学生制度の弾力的適用についての要望があった。つまり、この制度による受入れは10月から1年間であるが、オーストラリアは3月が学年開始で、10月は途中であるため留学すると単位が取得できない。受入れ時期を弾力的に適用できるよう改正し、この制度により留学できるよう配慮方を要請された。

- 会議では諸外国の代表から、日本の留学生受入れ10万人計画に対し、さらに受入れ数の増加についての要望が強くあった。諸外国の期待は我々の予想以上で、日本は世界の中で注目されている。

以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

第1回目の「アジア太平洋地域の高等教育協力会議」はオーストラリアの主催で開催されたが、今後とも会議に参画し、国際交流の促進を図っていく必要があると考える。しかし、これは日本のすべての大学とも関連することであるので、国大協としては私立大学や公立大学の団体とも連絡を取りつつ進めてゆきたい。

また、先程説明したようにワーキング・パーティが12月3～5日、タイのバンコクで開催されるが、日本側代表として山澤委員にご出席をお願いしたい。

なお、第1回目の会議開催にあたっては、オーストラリア政府から20万豪ドルの財政援助があったが、いずれ日本での開催が来るので、今から文部省に対して支援を要望してゆきたい。

### 3. その他

委員長より次のように述べられ、了承された。

来たる11月開催の総会における第5常置委員会の報告として (1)外国大学長招致について、及び(2)オーストラリア諸大学視察及び「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する会議」出席について、を報告したい。

以上をもって本日の会議を終了した。

## 第6常置委員会

日時 平成3年10月25日(金) 10:30~12:00

場所 東京ガーデンパレス「須磨の間」

出席者 高橋委員長

廣重, 東野, 細谷, 馬場, 前川, 竹内, 林, 高安, 加藤, 慶伊, 西田, 出口,  
高橋(克), 中内, 糸賀, 今村各委員

佐藤, 伊藤, 上野各専門委員

(「大学の財政運営に関する基礎的研究」担当者) 田原, 黒羽, 潮木, 寺田,  
金子, 神田, 小川各委員

高橋委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 新たに専門委員に就任した伊藤才一郎東京医科歯科大学事務局長の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

### 1. 財政基盤調査研究委員会の第二中間報告(案)の検討について

委員長より次のように述べられた。

この問題については, 財政基盤調査研究委員会で大変な努力で調査検討を行い, 去る8月6日には第1常置委員会との合同会議を開き貴重なご意見を伺い, その後, 意欲的に検討を重ねて別紙第二中間報告「国立大学財政の現状」(案)を纏めていただいた。11月の報告として, この第二中間報告書を提出する予定にしているので, 内容, 文言等で忌憚のないご意見をお聞かせ願いたい。前回の第一次中間報告は, マスコミも大きく取り上げて, 社会の関心を大いに集めたが, 第二中間報告(案)は, その後実施したヒアリングの結果等を含め, 前回と同様の形態で作成されている。

まず, 馬場財政基盤調査研究委員長から第二中間報告(案)作成までの経緯を, 次に金子委員から内容について説明いただくことにしたい。

次いで, 馬場委員長より, 第二中間報告(案)作成までの審議並びに委員によるヒアリング及

び海外調査等の経緯について説明があった。

引き続き金子委員より, ①報告は前回と同様に全教官に配付することを前提にコンパクト化してある, ②内容は大別して国立大学の財政, 教育研究費, 組織施設, 大学窮乏の危機の4項目に分けてある旨の説明があった。

国立大学財政の現状

#### 1) 国立大学の財政構造

- 再び低下した政府の高等教育支出
- 増加する独自収入への依存度
- 支出構造の硬直化

#### 2) 教育・研究費

- 校費積算単価の停滞
- 研究コストの増大
- 科学研究費補助金
- 外部資金の導入

#### 3) 研究基盤

- 教育研究支援組織の弱体化
- 施設整備費の削減
- 施設狭隘化と老朽化

#### 4) 国立大学窮乏化の帰結

- 民間研究機関との競争力の低下
- 国際社会での問題

以上に続き, 林, 潮木両委員から補足説明があったのち, 概ね次の点について意見交換があった。

- 第4章の表題「窮乏化の帰結」とその内容

の齟齬について

- 報告書の性格と提言を加えることの是非
- 財政支出数値等データ算出基礎資料の明記と国の統計数値との整合性
- 各教官への配布，地域社会で理解しやすいデータの作成
- 国立大学の役割の明確化

以上の意見交換があったのち，委員長より次のように述べられ，了承された。

この第二中間報告(案)が完成した後は，前回と同様に国立大学の全教官を対象に配布する。本日のご意見を踏まえて報告(案)の第4章の表題及び内容その他については，午後開かれる財政基盤調査研究委員会でご検討願ひ纏めていた

だくことをお願いしたい。

なお，午後開催の理事会には，この報告書(案)の要旨を説明し，了承を得ることをお認め願ひたい。

## 2. 委員長の交代について

高橋委員長には，この11月6日をもって学長任期満了となり退任されるので，それに伴う後任委員長の選出について協議が行われ，その結果，廣重委員(北海道大学長)が委員長に選出された。

以上をもって本日の議事を終了し，おわりに高橋委員長から退任の挨拶があり，ついで廣重委員より，委員長就任の挨拶があつて閉会した。

## 学術情報特別委員会

日時 平成3年12月17日(火) 13:30~16:20

場所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川，黒田，清水，角田，林，青野，三分一，安藤各委員

浅野専門委員

井上臨時専門委員

(文化庁)伊勢呂著作権課長

(日本複写権センター)寺島，神森，五味各理事，原田事務局長

太田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より，本日出席願った文化庁の伊勢呂著作権課長及び萩原調査係長の紹介があり，日本複写権センターに関わる問題について同課長からご説明いただくほか，後刻出席する日本複写権センター役員の方にもご説明いただく旨述べられ，議事に入った。

〔議事〕

### 1. 日本複写権センターについて

伊勢呂課長より別紙資料に基づき，概ね次のような説明があった。

日本複写権センターは，ご存じの通り複写機の発達・普及により，著作権の出版物から容易に複写されるようになり，そのため著作権及び出版者(社)の経済的利益に少なからず影響を与えているので，その権利を守るため，著作権の集中処理方式を採用し，多数の権利者から複写権の委託を受けて，利用者に許諾を与えて使用料を徴収，その収益を権利者に分配する機構として設けられた。国際的には，アメリカを始め18ヶ国にこのような機関が設立されていて，我が国においてもその設立が強く望まれていたものである。



以上、日本複写権センター設立の趣旨を述べられたのち、(1)センター設立の経緯、(2)目的・事業、(3)今後の予定(将来は社団法人化の意向)、の説明並びに日本複写権センター設立時の会員(13団体名)及び組織・役員氏名の披露があった。

さらに、参考として、国立大学と日本複写権センターとの使用料に関して、話し合いの基礎とするための実態調査の素案(1)、(2)の内容について説明があった。

ついで、委員長より、複写に関する調査について、次のように述べられた。

委員会としても調査の必要性を認め、委員所属の若干の大学に複写利用状況の調査をお願いし、集計された調査資料を基に議論することになっている。しかし、書籍名・雑誌名、利用者の複写目的を含めての調査は行っていない。今後調査するにしても、著作権法第30条、第31条、第35条等で除外される対象を区分することは非常に困難を伴う。

このほか、各委員から、○徴収される複写使用料の著作権・出版者(社)への配分が不明確、○複写に関する実態調査を行う基本的な問題、○著作権法に対して自然科学・文科系分野の考え方の相違、○大学における研究のための複写が著作権法上「公正利用」として明確に規定されていない点等の質疑並びに意見の交換があった。

(文化庁出席者退席)

(日本複写権センター役員出席)

引き続き委員長より、日本複写権センター役員の方にご出席いただいたので、同センター設立の経緯及び今後の動向等についてご説明願ひ、そのあと質問なり、意見交換を行いたい旨述べられ、出席者の紹介があった。

理事 寺島アキ子氏  
〃 神森 大彦氏  
〃 五味 俊和氏  
事務局長 原田 文夫氏

初めに、寺島理事より次のような要旨の説明があった。

複製は著作権法第30条並びに他の各条における特例を除き、使用料を支払って行うことになっているが、徴収に当っては、著作者個人では対応できないのは明らかなので、5年程前から定期的に学会、出版社等関係者と著作者団体と会合を重ね、センター発起人会を設立し、関係機関の協力を得て、本年9月に「日本複写権センター」が発足した。現在、使用料について経団連、企業、国公立大学図書館関係者と折衝を重ねているが、経団連とはその詰めも終わりに近付いており、その他の関係者に対して理解を得るためご説明に回っている段階である。

使用料契約には、個別許諾と包括許諾等の方法を用意している。徴収した複写使用料は、センターから各団体へ、そして個人に公平に支払うことを目指しているが、現在のところ使用料をどのように徴収してゆくか、検討中である。

以上の説明ののち、主として次のような点について意見が交された。

- 大学の研究者、特に理工系研究者における学術論文の複写に対する共通意識と複写による使用料徴収の考え方とのギャップ
  - 著作を職業とする文筆家の立場から見た複写使用料の必要
  - 国際的均衡を配慮した法30条の解釈
  - 昭和52年6月大学審議会答申「大学教員の発明特許の取扱い」にある考え方の援用
- (日本複写権センター出席者退席)

## 2. 委員の補充について

このことについて、委員長から次のように諮られた。

藤川委員(図書館情報大学長)の後任として、大瀬戸豪志図書館情報大学教授を教員委員として委員会にご協力いただくことにしたい。

以上協議の結果、承認され、次の理事会に諮り追認を得ることとした。

## 3. 国立大学における複写に関する著作権の問題について

委員長より、前回の委員会で若干の大学に文献複写状況の調査をお願いしたが、それを集計した資料をお手許に配付してあるので、担当された委員よりご説明していただきたい旨述べられ、次の説明(主として附属図書館)があった。

- 東京大学文献複写受付状況調  
(浅野専門委員)
- 山口大学文献複写館種別資料の和洋区分  
(三分一委員)
- 電気通信大学文献複写調べ  
(角田委員)
- 横浜国立大学文献複写調べ  
(太田委員長)

なお、東京工業大学の調査資料は、委員欠席のため、各委員で使用状況を参考とすることとした。

ついで、委員長より、さきに文化庁から参考として示された調査(案)の調査方法、調査項目の取扱い方についてご審議願いたい旨述べられ、種々審議が行われた。その結果、調査項目の細分化(書籍、雑誌名の記録、複写目的等)は調査する大学で混乱を招くので現状では難しく、調査の実施についてさらに検討することとした。

引き続き委員長より、次のように述べられた。

「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」(平2. 6. 12)は、昨年の第86回国大協総会で了承され、その趣旨に沿って著作権問題に対応してきたが、その後日本複写権センターの発足、それに伴う使用料の折衝等が漸次進められる状況を迎えるに至っているため、これらを踏まえて、別紙「国立大学における複写に関する著作権の問題への対処(案)」を作成してみた。これを各大学に参考資料として送ってはどうかと考えている。成案が得られれば、次の理事会にも諮り了解を得たい。

続いて素案の朗読があり、検討の結果、各委員持ち帰りの上検討し、加除修正があれば、2月12日(水)までに事務局又は横浜国立大学長宛文書で提出願ひ、委員長が次の委員会までにまとめることになった。

以上をもって本日の議事を終了し、次回は2月18日(火)午後1時30分から開催することとした。

# 生涯学習特別委員会

日時 平成3年12月16日(月) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川, 船越, 加藤, 将積, 佐々木, 尾上, 出口, 田中, 岡市, 高田各委員

山本, 小川, 佐々木各専門委員

(文部省) 大西生涯学習振興課課長補佐

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 委員就任後初めて出席された加藤岐阜大学長, 及び専門委員に就任された佐々木正治広島大学教授, 並びに本日出席の文部省の大西生涯学習振興課課長補佐の紹介があった。

〔議事〕

## 1. 委員の交代について

このことについて, 委員長から次のように諮られた。

馬場委員(宇都宮大学長)には, 学長の任期満了に伴い本委員会委員を退任された。そこで, その補充をすることにしたいが, 人選については, 委員長に一任いただけないか。

この委員長の提案について特に異議なく, 了承された。

## 2. 国立大学における社会人入学の実施状況等について

委員長の要請により, 初めに文部省の大西生涯学習振興課課長補佐から, 配付資料①「社会人のために特別の入学者選抜を行っている大学」(平成2年度), ②「夜間部等」(平成元年度), ③「夜間の修士課程を置く大学院」(平成2年度), ④「大学院設置基準第14条(修士課程の教育方法の特例)に基づき教育を行う大学」(平成2年度), 「専攻科・別科を置く大学・短期大学

数」(平成元年度)及び「専攻科・別科の学生数」(平成元年5月1日現在), ⑥受託研究員(一般)の機関別受入れ実績(平成2年度)をもとに, 国立大学における社会人の受入れ状況等について説明があった。

ついで, 各委員の所属大学における社会人受入れの状況報告があり, それをめぐって意見交換が行われた。

主な意見は次のとおり。

- 研究科(専攻)によっては, 14条特例によるものを含め, 社会人入学の応募が期待した程多くない。
- 現職教員の受入れは教育委員会の枠に制約されている。
- 企業における人手不足のため, 社会人が応募しにくい状況にあることも考えられる。
- 社会人が通学しやすい立地条件にある研究科とそうでない研究科では, 応募者数にはっきり差がでる。社会人を教育するにふさわしい適地の確保に配慮を望む。
- 一般教育の改編に関連して, 生涯学習課程の設置を計画している。
- 短期大学部を廃止し, 代わりに夜間主コースを設けた場合, 教官にこれまで以上の負担がかかり, 又, 手当が減るなどの問題がある。なお, 次回以降, 引続き検討し重点事項を絞っていくこととした。

### 3. 「生涯学習センター」の建物予算について

委員長の要請で、文部省の大西課長補佐から、各国立大学の「生涯学習センター」の整備について、平成4年度生活関連経費重点化枠要望事項（配付資料）のほか、国立学校施設整備費の現状について説明があった。

以上の説明について、委員長より次のように述べられた。

国立大学として、生涯学習を通して地域社会に積極的に貢献していくうえで、「生涯学習センター」等の整備が急がれるので、これの速やかな整備を関係方面に要望することも検討したい。

以上をもって、本日の議事を終了し、最後に委員長より次のように述べられた。

次回は、山本、佐々木、小川各専門委員より、①「全国の生涯学習情報のシステム化の調査・研究について」（山本専門委員）、②「広島大学におけるリカレント教育システムについて」（佐々木専門委員）、「神奈川県における生涯学習推進体制について」（小川専門委員）について、それぞれ報告説明いただくとともに、重点事項の絞り込みに向けて意見交換することとした。

なお、次回開催は、平成4年2月17日（月）13：30～15：30とすることとした。

以上をもって閉会した。

## 教員養成制度特別委員会

日 時 平成3年10月22日（火） 10：00～12：35

場 所 国立大学協会会議室

出席者 將積委員長

谷本、横須賀、篠筒、竹内、関、椎名、篠田、蜂須賀、山田（昇）、今堀、

金谷、田代、光永各委員

関口専門委員

將積委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち関前委員長より、前回の委員会（9月19日）における審議内容及び引き続き開かれた小委員会での検討経過について報告が行われた。

ついで將積委員長より就任の挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

#### 1. 「大学における教員養成—教員養成の現状と将来—（中間まとめ）」に対する内容の審議について

委員長より次のように述べられた。

はじめに、報告書の全体のまとめを行っている山田委員よりご説明いただき、各項目についてそれぞれ担当委員からご説明願ひ、ご意見があれば伺うこととして審議を進めることにしたい。

ついで山田委員より、次のような説明があった。

9月19日午後の小委員会では「中間報告に対する各大学からの意見の概要」について、午前中の委員会のご意見を踏まえて検討し、整理した。本日の委員会に配付した資料は前回の委員会以後送られたご意見も含め作成したものである。

なお、最終報告書については並行して作業を行い、完成は12月を目途にしているので、国大協総会には、その骨子と各大学よりの意見の概要を報告していただくようお願いしたい。

引き続き山田委員から、「中間まとめに対する各大学の意見の概要」について全般的な説明があったのち、次の各項目ごとに担当委員から説明があった。

第I章 「大学における教員養成」の問題状況 (山田委員)

第II章 教員養成系大学・学部における教員養成

(1) 教育学部の基本組織と問題点 (椎名委員)

(2) 教員養成のカリキュラム (金谷委員)

第III章 一般大学・学部における教員養成 (山田委員)

第IV章 「大学における教員養成」の将来と今後の課題

(1) 一般大学・学部における教員養成

(2) 教員養成系大学・学部の将来 (金谷委員)

(3) 情報化と教員養成 (関口専門委員)

(4) 国際化と教員養成 (椎名委員)

以上の説明について、大要次のような意見交換があった。

○ 免許基準は、教員資格付与のためにあるもので、一定の基準は必要ではあるが、改正された基準はあまりにも細分化されしづらきついで、設置基準の大綱化により科目区分が廃止された今、再検討を望む。

○ 課程認定、免許基準の問題については、幾つかの提言が文章に表現されているが、この取扱いについて、ここ数年教養審等に対して検討を要望する機会がなかったため、今回の

報告以後本委員会として提言をすべきか、否か十分検討願いたい。

○ 報告書の中で、免許基準と課程認定の問題が主要な点として上げられるが、具体的にこのように取扱ってほしいと言う意見はなく、今までの情勢の展開からして、再検討が必要であると言う主旨の報告にならざるを得ないと思うので、報告書の刊行以後、具体的にどのような提言とするか、委員会では是非検討していただきたい。

○ 国際化と教員養成の項で、外国大学間との交流協定締結後、有名無実の協定が多く問題があると指摘しているが、これはそのための財源の確保に隘路があるので、財源についても提言してほしい。

○ 課程認定をうけていないコースの問題では、教員養成系の大学として、全国立大学の中にあって、どう位置付けをして行くのか検討していただき、その結果を基にどう提言するか、その方法等も議論していただきたい。

以上のほか、小学校と中学校の教科専門科目の関係。教育実習校の現状における母校実習の問題。計画養成の問題等の意見交換が行われたのち、報告(案)の大筋が了承され、午後の小委員会で、これらの意見を踏まえ整理し、最終報告書として作成、印刷の上各大学に送付することになった。

ついで委員長より、国大協総会に報告する委員会報告要旨が諮られ、了承された。

## 2. その他

国大協より選出している教員養成審議会委員の交代が諮られ、竹内委員に代り蔭積委員長を推薦することが了承された。

最後に委員長より、今回の委員会を最後に退

任される関前委員長に対して、委員会を代表してお礼の言葉が述べられ、同学長より退任の挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 医学教育に関する特別委員会

日 時 平成3年12月2日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井形委員長

東野、前川、山本、俵、松浦各委員

堀、小椋、柿本各専門委員

(文部省) 喜多医学教育課長

井形委員長主宰のもとに開会。

委員長から本日出席の文部省の喜多医学教育課長の紹介があった。

〔議 事〕

### 1. 今後の対処すべき諸問題について

はじめに、委員長から、近く学長任期満了により退官される前委員長前川委員にご意見を承りたいと要請があり、同委員から最近6年間の本委員会の審議の経緯を振りかえって、①医学部の特殊性による本委員会の必要、②医学部長・病院長会議との関連、③本委員会存廃の議論、④卒後臨床研修(中間報告)、⑤大学院問題調査報告書——について触れ、今後も本委員会の役割が大きいことを述べられた。

引き続き、委員長から次のように述べられた。

本委員会は、国立大学医学部長会議や病院長会議をバックアップすると共にそれを越えた大学全体の立場からも諸問題を検討してきたが、本日は今後どのような課題に取り組むかについて、討議をお願いしたい。

ついで各委員から、概ね次のような発言があった。

○ 卒後臨床研修に専念できる研修システムに

ついて検討する必要がある。

- 医学教育における設置基準の大綱化のあり方が問題である。医師の人間教育のための一般教育の構築が必要になる。
- 一般大学では卒後教育を社会人を対象にした生涯学習としてとらえているので、医師・歯科医師の卒後研修についても生涯学習として取り組んではどうか、という意見がある。
- 研究者、特に基礎医学の研究者の養成が最も重要な現在の課題であろう。経済大国の中の研究の貧困が問題である。
- 研修病院が系列化しており、横の連携を密にすることが必要である。
- 学生の一部に見られる無気力、受身の姿勢が気になる。大学の活性化の方策を検討したい。
- 将来が保証されないので無気力になり、又、基礎研究に没頭しないところに問題がある。
- 医学部は活性化のために他学部にも門戸を開いた方がよいのではないか。
- 看護教育の充実・強化の問題についても本委員会できとりあげる必要がある。
- 研究者養成のための具体的な指導体制の整備や、近年増加している外国人留学生の指導体制の充実に定員削減が大きな支障になって

いる。

- 医学部学生定員の見直しには保健学科の検討を関連させたい。
- 種々の会議、委員会から改革案が提言されているが、それが実行されていないところに問題がある。

以上の意見交換ののち、委員長から次のように述べられた。

いろいろな問題を取り上げていただいたが、これらの中から今後の検討課題を決めたい。

## 2. 特定機能病院について

委員長から概ね次のように述べられた。

今回の医療法改正案では、高度医療の設備や人員を備えて厚生大臣が認可した病院は、特定機能病院と称して、一般病院や診療所からの紹介患者の診療にあたることになっているが、その認可に当って、厚生省令で紹介患者の割合を定めることが考えられている。このことについて全国医学部長病院長会議等4団体が厚生省健康政策局長宛の意見書（配付資料）を作成している。

この件について、本委員会としても検討したいので、自由にご討議願いたい。

ついで、喜多課長から概ね次のような説明があった。

医療法改正案の概要（配付資料）は、厚生省が作ったものであるが、大学病院問題懇談会の代表者にこの概要が説明されたとき、紹介患者の割合は50%（当面30%）を考えている旨の発言があったので、4団体の意見書作成ということになったが、その趣旨は、医療法改正の理念に反対しているのではなく、紹介患者の基準を設けることについて納得できないということで

ある。

以上の説明のあと、次のような意見交換があった。

- 患者には、自由に医療機関を選択する権利があるので、紹介外来患者の割合を設けて制約することについては、患者の立場からみても納得できないのではないかと。
- 医学生の教育面から考えてみると、関連病院の医学教育に必要な医師定員の充実など教育的配慮が不十分のまま特定機能病院だけを法制化することには問題がある。
- 大学病院には、学生に広く一般疾患を含む臨床教育の義務があるが、紹介患者にかぎられて特定疾患だけしか診られないとなると、臨床教育に重大な支障が生ずる。これが最も問題である。
- 4団体の意見書の主旨に全面的に賛成である。

概ね以上のような意見交換のあと、委員長から次のような提案があった。

医療法改正案の特定機能病院について検討したところ、4団体の意見書の主旨を支持する意見にまとまったので、その主旨に沿った要望書（案）を作って委員全員に回付し、会長の了承を得たうえ要望書を厚生省へ提出したい。

この提案は承認され、要望書文案の作成は委員長に一任した。

## 3. その他

前専門委員中川米造（前滋賀医科大学教授）の後任に、斉藤英彦名古屋大学教授を選出した。以上をもって本日の議事を終了した。

# 第89回総会国立大学協会事業報告

(注) 第88回総会より今総会まで

## 1. 諸 会 合 (52回)

### (1) 第88回総会

3. 6.11 (火)

6.12 (水)

### (2) 事務連絡会議

3. 6.14 (金)

### (3) 理事会

3. 6.11 (火)

10.25 (金)

### (4) 常置委員会 (27回)

#### 1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 「国立大学のあり方」について審議した。

(委員会開催状況)

3. 6.12 (水) 常置委員会

8. 6 (火) 第6常置委員会との合同委員会

#### 2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) ①追加合格者入学手続に係る情報交換取扱要領, ②平成4年度留意事項, ③推薦入学, 等について審議した。

(委員会開催状況)

3. 6.12 (水) 常置委員会

8. 5 (月) //

10.15 (火) //

#### 3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) ①就職協定問題, ②保健管理センターの諸問題等について審議した。

(委員会開催状況)

3. 6.12 (水) 常置委員会



9. 6 (金) 常置委員会

10.23 (水) //

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

(主要審議事項) ①定員削減, 人事院勧告, 待遇改善に関する「要望書」, ②教務職員問題等について審議した。

(委員会開催状況)

3. 6.12 (水) 常置委員会

7. 1 (月) ワーキンググループ

9.11 (水) //

// 小委員会

9.26 (木) 常置委員会

10. 9 (水) ワーキンググループ

10.16 (水) 常置委員会

5) 第5常置委員会 (大学間の協力)

(主要審議事項) 外国大学長招致計画及び「アジア太平洋地域の高等教育協力会議」への対応について審議した。

(委員会開催状況)

3. 6.12 (水) 常置委員会

10. 1 (火) 小委員会

10.24 (木) 常置委員会

6) 第6常置委員会 (大学財政, 学費)

(主要審議事項) 財政基盤調査研究委員会の調査報告書の構成・内容等について審議した。

(委員会開催状況)

3. 6.12 (水) 常置委員会

8. 6 (火) 第1常置委員会との合同委員会

10.25 (金) 常置委員会

3. 6.23~3.11.10 (6回) 大学財政基盤調査研究委員会

(5) 特別委員会 (16回)

1) 学術情報特別委員会

(主要審議事項) 複写に関する著作権の問題及び学術情報システム整備状況について審議した。

(委員会開催状況)

3. 8.29 (木) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学・歯学系大学院問題のアンケート結果報告書を作成した。

(委員会開催状況)

3. 9. 9 (月) 特別委員会

3) 教養教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 「教養教育に関する承合事項」を依頼し、その回答を取りまとめた。又、委員会の名称を「教養課程」から「教養教育」に改めた。

(委員会開催状況)

3. 9.27 (金) 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「大学における教員養成—教員養成の現状と将来—」のとりまとめを行っている。

(委員会開催状況)

3. 7.13 (土) 小委員会

9. 3 (火) "

9.19 (木) 特別委員会

" 小委員会

10.22 (火) 特別委員会

" 小委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) ①大学審議会大学院部会における「審議の概要—大学院の量的整備について—」、②学位記の専攻分野の表記について、③「国立大学大学院の役割と今後のあり方」の調査方針、等を審議した。

(委員会開催状況)

3. 7. 5 (金) 特別委員会

8.30 (金) "

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) ①平成5年度入学者選抜の「実施要領」等, ②国立大学の入試制度について審議した。

(委員会開催状況)

3. 8. 6 (火) 小委員会

9.20 (金) 特別委員会

10.31 (木) 小委員会

7) 生涯学習特別委員会

(主要審議事項) 本委員会の取り組むべき重点事項をしぼるため, 意見交換を行った。

(委員会開催状況)

3. 7.18 (木) 特別委員会

9.25 (水) ”

(6) その他の諸会合 (4回)

3. 6.17 (月) 韓国大学教育協議会役員との懇談会

9.26 (木) 全大教との会談

10.15 (火) 自民党文教部会議員との懇談会

10.28 (月) 国公立大学入試問題連絡協議委員会

2. 要望書その他の諸活動

3. 6. 7 「定員削減計画に関する要望書」を文部省へ提出した。

6.17 同要望書を総務庁へ提出した。

6.26 「教官等の待遇改善に関する要望書」を人事院, 大蔵省, 文部省へ提出した。

9.30 「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を大蔵省, 総務庁, 文部省へ提出した。

3. 要望書の受理

前総会以後本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
3. 6. 24	全国大学附属農場協議会	農場職員組織の充実, 処遇改善等	第4
7. 4	国立七大学理学部生物学科	大学院修士課程の充実・整備, 基準面積の拡張等	第1, 第6 大学院
7. 23	全国公立短期大学協会	短大からの編入学促進	第2

7. 25	第41回国立大学工学部長会議	文教施設整備等，特別設備費の増額，博士課程設置促進，助手・支援職員の待遇改善等	第1，2，4，5，6 大学院
7. 29	全国国立大学教養(学)部長会議	教員増，教養部の将来計画と財政措置等	第1，4，6， 教養課程
〃	〃	授業料等の値上げ	第6
8. 26	第39回中国・四国地区大学一般教育研究会	一般教育の改善・改革，教職員組織の充実，教育研究施設の充実，学生経費の増額等	第6 教養課程
9. 5	国立大学一般教育担当部局協議会	学生臨時増募にかかる措置，授業料値上げ，一般教育に関する業務担当の省内設置，一般教育等の教官定員増	第6 教養課程
9. 25	全大教	大学教職員賃金等の改善と地位確立	第4
10. 14	東京大学職組	教務職員制度廃止	第4
10. 21	実験実習機器センター長会議	実験実習機器センター技術職員の待遇改善，研修旅費の予算措置	第4，6
10. 28	大阪大学職組	教務職員制度廃止	第4
10. 29	産業教育振興中央会	推薦入学制の拡大等	第2
11. 5	東京大学，東京工業大学，電気通信大学，東京農工大学各職組	技術職員の専行職移行問題の要望	第4

#### 4. 刊行物

3. 8 会報第133号

11 会報第134号

# 要 望 書

## 高等教育予算の充実について（要望書）

教育・研究は、国民生活にとって豊かさを実現させる礎となるものであります。

教育・研究の中心である学校は、我が国の将来を担う学生等にとっては、学習、人間形成等の生活の場であり、国民生活と極めて係わり合いの深い場であります。

大学は、我が国の経済、社会、文化等の発展に多大の貢献をしてきたと自負しており、今後もその使命を果たしていく責務があると考えています。

21世紀の教育・研究をめざして臨時教育審議会、大学審議会等は、その答申の中で教育・研究の個性化、多様化、国際化、情報化、生涯学習などへの対応に関し、様々な提言をしています。

幸い関係各方面の御理解と御努力によって、逐次、施設策が実施され、教育・研究条件の整備、充実が図られつつあることは喜びにたえないところであります。

しかしながら、現状においては、未だ十分とは言えない状況であり、教育研究環境が施設・設備・研究費を中心にして劣悪化し、人材の養成や学術研究の展開に危機感を抱いております。

このため、平成4年度予算において、大学院を中心とする教育研究の高度化推進特別経費、施設の近代化等を図るための教育研究環境特別重点整備事業など高等教育予算の充実について特段の御高配を要望するものであります。

平成3年10月

国立大学協会

会 長	有 馬 朗 人（東京大学長）
副 会 長	西 島 安 則（京都大学長）
副 会 長	塩野谷 祐 一（一橋大学長）

## 国立大学の学生納付金の改定について（要望）

平成3年12月16日  
国立大学協会会長  
有馬 朗人

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表するものであります。しかしながら、明年度の予算編成にあたり、国立大学の学生納付金の増額改定が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明せざるを得ません。

国立大学の学生納付金については、年々繰り返されてきた増額改定により、学生生活の諸経費の高騰とも相まって、その父母の家計への負担は著しく増大しております。国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展をとげるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものであります。学生納付金のさらなる増額は、この機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。

また、国立大学は国家、社会の要請に応じて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するばかりでなく、国と社会とがその最大の受益者であります。したがって国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担の原則を単純に適用すべきでないことは申すまでもありません。とりわけ専門分野により学生納付金に格差を設けることは、国家、社会の要請に対応して高等教育の機会を専門分野のすべてにわたって均等に提供することを本来の目的使命とする国立大学において、到底容認できないところであります。

国立大学協会では、財政収入増の観点から授業料、入学金等の隔年ごとの改定を定着させることについて、かねてから、遺憾の意を表しているところでありますが、政府におかれましては、われわれの意のあるところをご賢察の上、とくに今回の国立大学学生納付金の取扱いにつき、十分、慎重を期せられますよう、ここに重ねて強く要望いたします。

# 資 料

## 国立大学のあり方について

平成3年10月24日

第1常置委員会

### I 国立大学の現状

現在わが国には500余の4年制大学があり、その内容は多様で、それぞれ独自の校風によって高等教育を分担している。その中で国立大学は100に近く、総合大学、単科大学、大学院大学等の多様性があるが(図表1)、比較的均質でかつ全国的に広く分布している(図表2)。

国立大学は4年制学部学生の2割強、大学院学生の3分の2近くを収容している。学生の専攻分野別の数を比較すると、国立大学では教育系及び理系の比重が高い(図表3)。すなわち教育系では3分の2近くの学生を収容して、小学校教員の約9割、中学・高校教員の過半数を養成し、理系では約3分の1の学部学生が国立大学に属し、その約3割が大学院に進学している。大学院学生は一般に理系が多いが、国立では約8割が理系に属するのに比べて、私立では約6割になっている。専攻分野を細かく見ると、国立大学では、人文科学等でも少数なりとも多様な学科・講座に学生を収容しており、学術の継承と均衡ある発展に留意してきたことを示している。また、国立大学にはその前身も含めて長い歴史を持つものが多く、貴重な学術的蓄積を保有している。さらに、国立大学には研究所・研究センター等の研究施設が多く付置され(図表4)、大学共同利用機関の利用が活発な分野もある。

上に述べた状況は、昭和61年11月12日に本委員会が発表した報告にすでに示されている。この報告で挙げた6項目の「国立大学の果たしてきた役割」(以下「 」で示す)は国公立大学は国公立大学一般にあてはまるものであるが、国立大学は研究機関的性格が強く、研究と密着した教育が行われ、「学術研究の推進」や「教育・研究の後継者養成」に大きな役割を果たしてきた。また、私立大学に比べて経営面の考慮が少ない利点を活用して、国立大学は計画的養成や多額の経費を要する「特定分野の人材養成」を行い、人口密度の小さい地域にも配置されて「地域文化や地域経済開発に貢献」してきた。国立大学のこれらの特徴は国による安定した文教政策と財政措置に負うところが多いが、近年の国家財政の硬化により国立大学の授業料が私立大学のそれに近づき(図表5)、「教育機会の均等化」による活性化は過去の話になりつつある。また、「外国人留学生の受入れ」については、学部学生における留学生の割合は国立と私立とで大差はないが、大学院においては国立が多く(図表6)、留学生が定員外となっていることもあり、受入れ体制の不備が国際的にみて大きな課題になっている。

## II 国立大学の果たすべき役割

かつて大学は最高の学問を教授しかつ研究するものとされていたが、18歳人口の約3分の1が大学に入学するようになった今日、大学に対する学生の期待は多様化し、それに応じて大学も多様な役割を果たさなければならなくなった。学部学生の2割強を収容する国立大学においても多様化は避け難い情勢にある。多様な役割の中でどれを選ぶかは各大学に任されるが、比較的均質な国立大学においては選択の幅がある範囲に留まるであろう。国立大学が国立である故にとくに考慮すべきことは、国民の期待に応えながら、かつわが国の進むべき道を先導することにあると思う。

日本人の著しい特徴の一つは、社会の広い層にわたる強い好奇心である。大学進学に対する激しい競争は、将来の生活を有利にしたいとする動機が強いが、学生の意向調査によれば学問への意欲も強い動機になっている。好奇心は学業を終えた後にも持続され、それが諸種の社会教育事業の繁昌に現われている。大学においても、多くの大学で実施されている公開講座(図表7)や近年増えてきた社会人入学の志望状況(図表8)から、職業・年齢の別なく学問への関心が読みとられる。学問への関心が、職業や生活に役立つ知識の吸収に加えて、各人の生き方に文化の香気を増す方向に向いていることは注目すべきである。

日本人のこのような好奇心が、近年の我が国の経済発展に大きく寄与してきたと考えられる。教育水準の高い人々が高度の技術を駆使して良質の品を生産し販売するだけでなく、製造や販売にこめられた独特の文化が評価されることが、経済発展の要因になっている。これに対して大学の果たしてきた役割が正当に評価されるべきであるが、産業の成功が個別的にばらばらに現われるに止まり、人類文化の中に日本独自の文化の潮流を起こすに至っているとはいいい難い。

大学はこのような好奇心を吸収し、将来を担う人材を養成する責務をもつ。そのためには、学問の前線に触れる機会を与えると共に、学術の体系を体得させる訓練を施すことが重要である。今日の大学体制はこれに向けて改めなければならないことが多いので、各大学は自己点検を深め、教育・研究の組織を改編する努力を進め、それぞれの特徴に応ずる教育を充実しようと試みている。

この中で国立大学は長い学術的蓄積をもち、地理的に広く分散し、かつ長期的に安定な運営が可能である特徴を生かし、水準の高い教育を進め、高度な学術研究の推進をはからなければならない。また、総合大学が多く、単科大学も近くに総合大学や別の単科大学をもつ利点を生かし、異なる専門分野間の交流をよくして教育・研究の総合的側面を強化し、学術を基盤とする文化の流れを起こす役割を担うべきである。

地域的役割の対極として国際的役割も重要になりつつある。わが国の産業の成功に伴って、基礎学術においても今まで以上に先導的役割を果たしてほしいという国際的期待が高まっている。国立大学は今まで優れた人材を養成し、学術研究に成果を挙げてきたが、国際的諸情勢を展望するとより一層基礎学術に対する貢献を高めなければならない。各地域における活性化を国際的視点で展開することが、今後の重要課題になるであろう。



### Ⅲ 国立大学の進むべき道

高度な教育・研究を推進し、人類文化を先導する学問的潮流を起こすためには、国立大学は大学院を強化しなければならない。わが国の高等教育における大学院の比重は先進諸国の中で際立って低い(図表9)。その主な原因は大学院教育を受けた者を受け入れやすい社会構造が欠けていたことにある。また社会の受け入れ方が専門分野によって著しく異なっており、それが専門分野による大学院の性格の差異になって現われている。しかし近年理系の修士に対する社会的評価が定着し、理系博士と文系修・博士に対する評価も次第に高まってきた。この変化に応じて工学系修士課程は定員を超過して学生を収容し(図表10)、多数の外国人留学生を受け入れ、日本人学生の外国留学を奨励するなど、大学自身も大学院の強化に努めているが、大学院に対する財政措置は極めて不十分である。すなわち、教官当たり積算校費は昭和57年度の額に回復せず、既設大学に対する施設整備費は近年大幅に減少し(図表11)、一般職員は昭和60年度以降減少し(図表12)、大学の水準を維持する基本的条件を整備することが困難になっている。このように貧窮した財政基盤の下では大学院を強化する余力が乏しく、大学院に対する魅力が低下しつつあり、抜本的な強化措置が必要になっている。

大学院に対する行政組織や財政措置は、学部の延長上にあるやや高度な教育段階に応ずるものとして定められてきたが、学術を基盤とする文化の潮流を起こす責任をもつ大学においては、大学院を独自の役割を担うものとして位置付けなければならない。すなわち、学部段階においては広い文化的基盤の上に立って学問体系を修得する教育が主であるのに対して、大学院においては高度な学術的基盤の上に立って将来の学術・文化を創造する能力を養うのが主になる。したがって、大学院教育はより強く研究と密着し、既存の専門分野を横断または総合する方向に進むことが多くなる。そのために、学術的蓄積が多く、研究実績が高く、かつ財政的基盤が比較的安定している大学が大学院教育を担うようになっていく。国立大学はこれらの要件を満たす潜在力を持っているので、大学院の充実に一層の努力を払わなければならない。

最近各大学は大学院を強化するためにいくつかの新しい試みを実施し始めた。その一つは既成の専門分科を横断し総合化する研究科や専攻の設置であり、他は社会人に対する積極的な門戸開放である。これに対して予想を超える多くの志願者があり、大学院強化の一方向を示唆するものと考えられる。このように大学院に対する社会的要望が増しているが、これに応じて大学院を充実させるためには、長期的に安定な運営ができる国立大学が主な役割を果たさなければならない。それには大学院が十分な活力を発揮できる財政的基盤を強化すると共に、次のような制度上の改革を進めることが望まれる。

大学院教育が研究と密着していることに鑑み、大学院を研究所・研究センターと一体化することが考えられる。これは各大学である程度実施されているが、建前上の障害が解消しているわけではない。大学院がそれぞれの専門に対応する研究所等と密接に連携し得るように制度上の整備を行い、大学院の基盤を強化することが望ましい。また、研究所等に所属する研究者が学部教育も分担し、将来大学院に進む学生に刺激を与えると共に、研究者の視野を拡げることが、大学全体の活性化に

有効である。

このような相互併任は一大学内に留まらず、近傍大学や大学共同利用機関との間、場合により公的研究機関や民間企業との間にも積極的に拡げることが望ましい。これに対して障害になっている併任・兼業の制度を現実的に一層改善し、各機関の学術的蓄積や人材を有効に活用するよう人事制度の柔軟化をはかることが重要である。人材交流を公私立大学や民間、さらに外国との間にも拡張し、大学を一層活性化することが有効である。このような大学の開放的運営は、各大学が自らの方針に従って採択すべき方策であるが、大学の自主的改革が制度上の制約で妨げられないように制度を柔軟化する必要がある。国立大学は制度上の制約をより強く受けているので大学院の充実には不利であるという見方もできるが、すでに述べた有利な点を生かしてまず現行の制約内でどこまで改革ができるかの実績を示す必要があろう。

制度の柔軟化は学部と大学院の間でも必要である。学部学生の相当部分が大学院に進学すること、大学院担当教員が学部教育に参加することによって得られる経験等を考慮すると、教員の制度的所属が教育効果の障害にならないように配慮しなければならない。しかしこれが学部学生の同一大学、同一専門の大学院に進学する風潮を助長することにならないよう、学部学生の進路指導に長期的視点を持つことが大切である。

大学院の研究科、専攻、講座の改編についても柔軟な対応が必要である。大学院における教育・研究の内容は学術の進歩に従って変わるのが当然であるから、それに応じて専攻や講座の編成も改められるべきである。しかし改編が概算要求事項になっている場合が多く、これを改革意欲をそぐ一因になっている。予算の変更を伴わない改編は概算要求事項から外して、改革を容易にすることが望ましい。

国立大学が大学院を強化する方向に向かう場合、早急に必要とされるのは大学院に適格の教員の補給である。現在大学院未設の大学や既設でも充実を必要とする大学があるが、これらに対する教員の養成は比較的充実した大学院をもつ大学の任務である。優れた教員を備え、教員の能力向上を可能にするためには、各大学院が研究条件を整備し、人事選考に努力を払わなければならない。しかし人材と財源に限りがあるので、逐次重点的に整備を進めるなど、現実的な配慮が必要であらう。このためには各大学間の協力が重要であり、国立大学協会の重要な任務の一つとなるであらう。

## 「参考資料」

国公私大別設置数 (図表 1)

地区別大学設置数 (図表 2)

国公私大別学生数 (図表 3)

国立大学の研究所・研究施設等設置数 (図表 4)

国立大学と私立大学の授業料の推移と比較 (図表 5)

外国人留学生の受入れ状況 (図表 6)

大学における公開講座開設状況 (図表 7)

大学における社会人学生受入れ状況 (図表 8)

学部学生に対する大学院学生の比率等 (国際比較) (図表 9)

大学院入学者数の状況 (図表 10)

教官当積算校費及び施設整備費の推移 (図表 11)

国立大学の事務系・技術系等職員数の推移と教官数及び学生数との比率 (図表 12)

(図表 1)

## 国公私大別設置数

(平成 3 年度)

区 分	大 学	うち大学院 を置く大学
国 立	99	95
公 立	39	23
私 立	378	195
計	516	313

注： 国立には放送大学 1 を含む。 「学校基本調査」より

(図表 2)

## 地区別大学設置数

(平成 3 年度)

地 区 名		国 立	公 立	私 立	計
北 海 道		7	2	15	24
東 北		7	1	20	28
北 関 東		5	2	10	17
東 京		12	2	92	106
南 関 東		5	1	51	57
北 陸		9	2	12	23
中 部	愛 知	4	3	26	33
	その他	7	3	16	26
関 西		15	12	76	103
中 国	山 陰	3	0	0	3
	山 陽	3	4	21	28
四 国		7	1	5	13
九 州	福 岡	4	3	18	25
	その他	11	3	16	30
計		99	39	378	516

注： 南関東地区の国立大学には放送大学 1 を含む。

文部省「全国大学一覧」より

(図表 3)

## 国公立大別学生数

(平成 3 年 5 月 1 日現在)

区 分	学 部	大 学 院	計
国 立 (%)	438,481 (21.4)	63,222 (64.1)	528,687 (24.0)
公 立 (%)	58,096 (2.8)	4,180 (4.2)	66,694 (3.0)
私 立 (%)	1,555,761 (75.8)	31,248 (31.7)	1,610,054 (73.0)
計 (%)	2,052,338 (100)	98,650 (100)	2,205,435 (100)

「学校基本調査」より

## 分野別学部学生数

(平成 3 年 5 月 1 日現在)

区 分	国 立	公 立	私 立	計
人文科学	28,648(9.1) %	11,789(3.7) %	274,978(87.2) %	315,424(100) %
社会科学	71,653(8.8)	21,451(2.6)	723,805(88.6)	816,909(100)
理 学	28,228(40.7)	2,466(3.6)	38,679(55.7)	69,373(100)
工 学	128,545(39.9)	6,778(1.7)	266,949(66.4)	402,272(100)
農 学	32,665(7.5)	1,643(2.8)	33,592(2.1)	67,900(100)
保 健	36,946(31.7)	6,437(5.5)	73,064(62.8)	116,447(100)
教 育	90,642(63.9)	1,356(1.0)	49,775(35.1)	141,773(100)
そ の 他	21,154(17.3)	6,176(5.1)	94,910(77.6)	122,240(100)

「学校基本調査」より

(図表 4)

## 国立大学の研究所・研究施設等設置数

(平成 3 年度)

大学共同利用機関	14機関16研究所
大学附置研究所	20大学63研究所 (うち14研究所は共同利用研究所)
大学学部附属教育研究施設	670施設 (うち19施設は全国共同利用施設, 288施設は学内共同利用施設)

文部省「全国大学一覧」より

(図表 5)

## 国立大学と私立大学の授業料の推移と比較

年度	国立大学		私立大学 (文科系)		私立大学 (理科系)		私立大学 (医歯系)		私立大学 (その他)	
	年 額	指数	年 額	指数	年 額	指数	年 額	指数	年 額	指数
	円		円		円		円		円	
60	252,000	100	382,102	100	543,280	100	2,144,816	100	494,111	100
61	↓	100	403,522	106	569,199	105	2,184,507	102	522,458	106
62	300,000	119	427,856	112	593,027	109	2,203,445	103	545,893	110
63	↓	119	449,335	118	626,559	115	2,210,489	103	574,010	116
元	337,800	134	474,853	124	665,630	123	2,435,105	114	610,746	124
2	339,000	135	513,124	134	712,717	131	2,644,645	123	672,743	136
3	375,600	149	535,629	140	744,219	137	2,727,829	127	715,697	145

注： 私立大学の授業料の年額は平均値である。

文部省調べ

(図表 6)

## 外国人留学生の受入れ状況

(平成2年5月1日現在)

	学 部	大 学 院	計
国 立	4,300(1.0)	9,128(13.6)	13,428
公 立	471(0.8)	513(11.7)	984
私 立	10,324(0.7)	2,742(8.8)	11,066
計	15,095(0.8)	12,383(12.1)	27,478

注： ( )内は各区分の全学生の中での留学生の占める比率(%)

文部省調べ

(図表 7)

## 大学における公開講座開設状況

(平成元年度)

区 分	学校数 (校)	開設校数 (校)	開設率 (%)	開設講座 (講座)	開設時間 (時間)	受講者数 (人)
国 立	96	91	94.8	761	15,596	43,672
公 立	37	32	86.5	207	2,532	42,161
私 立	364	272	74.7	2,179	27,146	329,365
計	497	395	79.5	3,147	45,274	415,198

文部省調べ

(図表 8)

大学における社会人学生受入れ状況

大学学部での社会人特別選抜の実施状況

区 分	実施大学	実施学部	入学志願者数	入学者数
	大学	学部	人	人
国 立	21	29	697	352
公 立	10	13	537	182
私 立	66	103	3,049	1,729

※ 国立・公立；平成3年度 私立；平成元年度

「学校基本調査」より

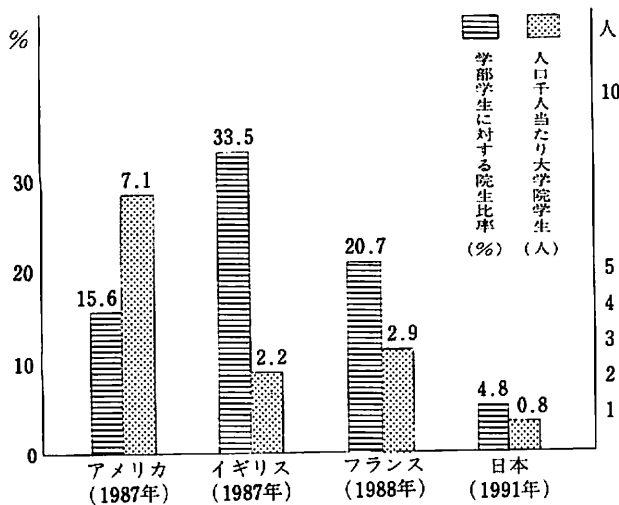
大学院への社会人入学者数の状況

	62年度	63年度	元年度	2年度
修士課程	815	1,087	1,539	1,647
博士課程	148	300	288	308
計	963	1,387	1,827	1,955

「学校基本調査」より

(図表 9)

学部学生に対する大学院学生の比率等 (国際比較)



注： 1. アメリカ、イギリスにおいては、パートタイム学生を含む。

2. イギリスにおいて、「学部学生に対する大学院学生の比率」の大学院学生数については、大学の学生（公開大学および公立高等教育部門を除く）であり、「人口千人当たり大学院学生数」の大学院学生数には、大学のほか、ポリテクニク等を含む。

文部省「教育指標の国際比較」より

(図表10)

## 大学院入学者数の状況

## ① 修士課程

(平成2年5月1日現在)

区分		人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	教育	その他	計
国立	入学志願者	2,038	3,156	4,644	14,708	2,476	1,099	4,298	1,360	33,779
	入学定員(A)	1,122	1,836	2,267	7,239	2,178	495	2,784	548	18,469
	入学者(B)	829	877	2,359	10,322	1,805	644	2,420	638	19,894
	充足率(B/A)	0.74	0.48	1.04	1.43	0.83	1.30	0.87	1.16	1.08
公立	入学志願者	279	471	414	673	123	196	14	352	2,522
	入学定員(A)	139	243	135	348	86	99	4	175	1,230
	入学者(B)	75	127	142	482	66	130	5	163	1,190
	充足率(B/A)	0.54	0.52	1.04	1.39	0.77	1.31	1.25	0.93	0.97
私立	入学志願者	3,372	6,325	1,177	4,765	323	933	516	954	18,365
	入学定員数(A)	2,668	4,113	818	3,467	276	583	376	445	12,746
	入学者(B)	1,496	1,923	790	3,948	233	602	259	398	9,649
	充足率(B/A)	0.56	0.47	0.97	1.14	0.84	1.03	0.69	0.89	0.76
計	入学志願者	5,689	9,952	6,235	20,146	2,922	2,228	4,828	2,666	54,666
	入学定員(A)	3,929	6,192	3,221	11,054	2,540	1,177	3,164	1,168	32,445
	入学者(B)	2,400	2,927	3,291	14,752	2,104	1,376	2,684	1,199	30,733
	充足率(B/A)	0.61	0.47	1.02	1.33	0.83	1.17	0.85	1.03	0.95

注：「修士課程」とは、修士課程、区分制博士課程(前期2年の課程)及び一貫性博士課程(医・歯・獣医学を除く)をいう。

## ② 博士課程

(平成2年5月1日現在)

区分		人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	教育	その他	計
国立	入学志願者	527	390	836	1,360	558	2,138	181	190	6,180
	入学定員(A)	340	538	863	1,814	522	2,803	127	133	7,140
	入学者(B)	368	244	776	1,182	522	1,830	116	132	5,170
	充足率(B/A)	1.08	0.45	0.90	0.65	1.00	0.65	0.91	0.99	0.72
公立	入学志願者	87	59	41	36	17	284	12	8	544
	入学定員(A)	42	77	49	119	42	338	2	21	791
	入学者(B)	53	31	36	31	16	239	5	6	417
	充足率(B/A)	1.25	0.40	0.73	0.26	0.38	0.71	2.50	0.29	0.60
私立	入学志願者	850	580	128	201	46	1,196	73	6	3,080
	入学定員(A)	754	954	259	740	108	1,994	60	35	4,904
	入学者(B)	496	331	117	186	42	1,007	44	3	2,226
	充足率(B/A)	0.66	0.35	0.45	0.25	0.39	0.51	0.73	0.12	0.45
計	入学志願者	1,464	1,029	1,005	1,597	621	3,618	266	204	9,804
	入学定員(A)	1,137	1,569	1,171	2,673	672	5,135	189	189	12,735
	入学者(B)	917	606	929	1,399	580	3,076	165	141	7,813
	充足率(B/A)	0.81	0.39	0.79	0.52	0.86	0.60	0.87	0.75	0.61

注：「博士課程」とは、区分制博士課程(後期3年の課程)及び医・歯・獣医学の博士課程をいう。

「学校基本調査」より



大学院の課程別・分野別学生数

(平成3年5月1日現在)

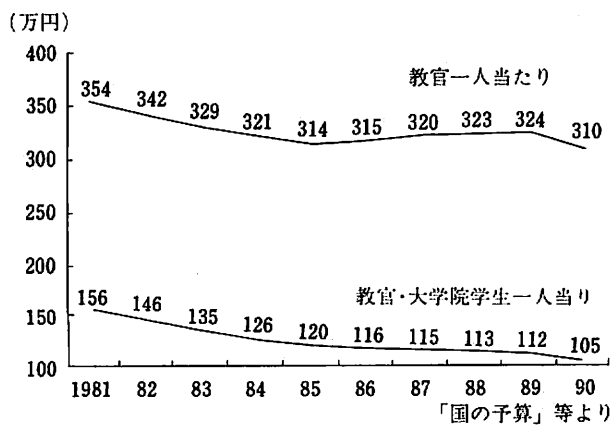
区 分	修士博士	博士課程
人 文 科 学	6,344	3,663
社 会 科 学	7,310	2,744
理 学	7,031	3,291
工 学	31,680	4,885
農 学	4,534	1,942
保 健	2,886	12,121
教 育	6,036	702
そ の 他	2,918	563
計	68,739	29,911

「学校基本調査」より

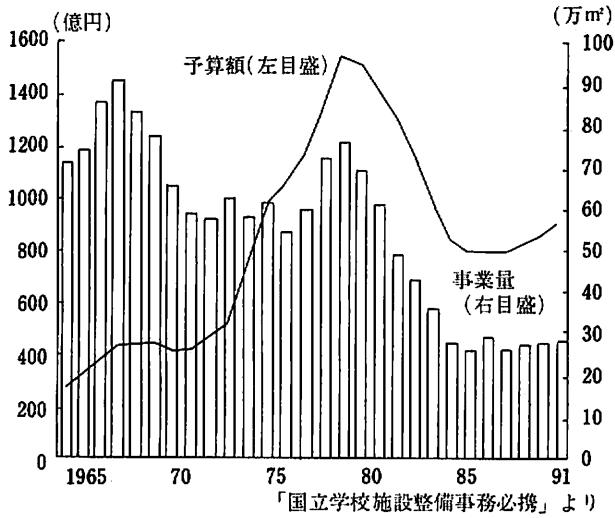
(図表11)

教官当積算費及び施設整備の推移

教官・大学院学生一人当たり校費  
(物価指数によって1990年価格に換算)

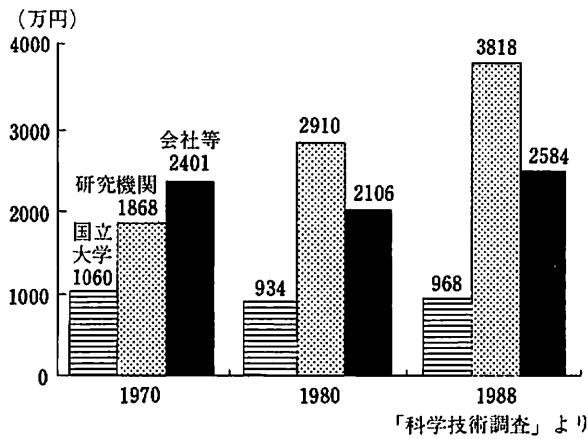


国立学校施設整備費（文教施設費）予算額および事業量



研究者一人当たり研究費の比較

(物価指数で1988年価格に換算)



(図表12)

## 国立大学の事務系・技術系等職員数の推移と教官数及び学生数との比率

区 分	A. 職員数	B. 教官数	B/A	C. 学生数	C/A
昭和40年度	47,749	29,828	0.62	953,605	19.6
50	55,703	42,020	0.75	1,761,807	31.6
60	63,383	51,475	0.81	1,891,729	29.8
61	63,088	51,752	0.82	1,925,687	30.5
62	62,534	52,100	0.83	1,983,953	31.7
63	61,833	52,735	0.85	2,046,745	33.1
平成元	61,083	53,188	0.87	2,121,386	34.7
2	60,649	53,765	0.89	2,191,246	36.1

- 注： 1. 本務職員の数である。  
 2. 学生数には大学院学生を含む。

「学校基本調査」より

## 理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

平成3年10月25日  
理 事 会  
平成3年11月13日  
第 89 回 総 会

奈良先端科学技術大学院大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部を次のとおり改正する。

(理事及び監事総会互選要領の一部改正)

第1条 理事及び監事総会互選要領第1項に定める(別表)理事地区別定員表のうち、近畿地区の項、所属大学の欄中「和歌山」の次に「奈良先端科学技術大学院」を加える。

(国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正)

第2条 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第4項に定める各常置委員会委員定数表中「第5 15」を「第5 16」に、「計 94」を「計 95」に改める。

(なお、この第2条の改正に関連して奈良先端科学技術大学院大学の代表者は第5常置委員会の所属とする。)

# そ の 他

## ■新規加入大学

(大 学)	(所在地)	(学 長)	(事務局長)
奈良先端科学技術大学院大学	〒奈良県奈良市東向中町28番地 奈良近鉄ビル6 F	櫻井 洸	木村 豊

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
弘 前 大 学	東野 修治	手代木 渉
福 島 大 学	篠筈 憲爾	星 埜 惇
宇 都 宮 大 学	馬場 信雄	津布楽喜代治
群 馬 大 学	前川 正	石川 英一
東京商船大学	内海 博	久々宮 久
東京水産大学	野村 稔	田中 昌一
お茶の水女子大学	河野 重男	太田 次郎
新 潟 大 学	津田 禾粒	武藤 輝一
三 重 大 学	武田 進	武村 泰男
京 都 大 学	西島 安則	井村 裕夫
神 戸 商 船 大 学	前田 文郎	井上篤次郎

### 監事の交代

(前 任)	(新 任)
阪上 信次(東京農工大学長)	吉田 亮(千葉大学長)

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 3 常置委員会	篠筈 憲爾(福島大学長)	佐々木慎一(豊橋技術科学大学長)
第 4 常置委員会	野村 稔(東京水産大学長)	阪上 信次(東京農工大学長)

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
学術情報特別委員会	藤川 正信(図書館情報大学長)	大瀬戸豪志(図書館情報大学教授)
生涯学習特別委員会	馬場 信雄(宇都宮大学長)	津布楽喜代治(宇都宮大学長)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	
第1常置委員会	田中 学(東京大学教授)
医学教育に関する特別委員会	斉藤 英彦(名古屋大学教授)

## 国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
  - 第2 “（学科課程，入学試験等）
  - 第3 “（学生の厚生補導）
  - 第4 “（教職員の待遇改善）
  - 第5 “（大学間の協力）
  - 第6 “（大学財政，学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養教育に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 学術情報特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
  - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会

## 編集後記

\* 時に寒さはぶり返すことはあっても、日差しの中に春の訪れを感じます。ここ数日の暖に誘われて、またたく間に梅がほころび、沈丁花も独特の香気を漂わせています。

\* 今号の資料篇には、前回第89回総会に第1常置委員会から提出された報告書「国立大学のあり方について」を、その後これに加えられた「参考資料」を併せて掲載しました。

同報告書は、去る2月5日急逝された名古屋大学長の早川幸男第1常置委員会委員長が中心になってまとめられたものです。ここに先生のご尽力に敬意を表しますとともに、謹しんでご冥福をお祈り申し上げます。

\* 「巻頭エッセー」には、俵高知医科大学長の“限りなき前進”を掲載することができました。ご多忙のところご執筆下さった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成4年2月27日 印刷 (非売品)  
平成4年2月29日 発行

# 会 報 第135号

(第42巻第1号 通巻第135号)

編集兼 平 間 巖  
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (3813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社